第２期ふるさと輝き子育てプラン

若狭町子ども・子育て支援事業計画

若狭町次世代育成支援行動計画

令和２年３月

若　狭　町

目　次

第１章　計画の策定にあたって……1
　１．計画策定の趣旨……1
　２．計画の位置づけ……2
　３．計画の期間……2

第２章　子ども・子育てを取り巻く現状と課題……3
　１．統計からみる本町の状況……3
　２．子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果……9
　３．第１期計画の取り組み状況……25
　４．本町の課題と今後の方向性……35

第３章　計画の基本的な考え方……37
　１．基本理念……37
　２．基本目標……38
　３．計画の体系……39

第４章　施策の展開……40
　１．子どもの健やかな育ちを応援します……40
　２．子育て世帯を応援します……42
　３．地域の子育てを応援します……45
　４．気がかりな子どもを応援します……48

第５章　量の見込みと提供体制……50
　１．教育・保育提供区域の設定……50
　２．量の見込みと確保方策……50

第６章　計画の推進に向けて……57
　１．住民や関係機関・団体等との協働による推進……57
　２．圏域や県との連携による推進……57
　３．庁内の推進体制……57
　４．計画の進行管理……57

資料編……58
　１．若狭町児童福祉審議会委員名簿……58
　２．用語解説……59

第１章　計画の策定にあたって

１．計画策定の趣旨

近年、わが国では、少子化・核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、女性の社会進出等を背景として、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。また、子育てに不安を抱える保護者の増加や、児童虐待等の子どもを脅かす事件の増加等、子ども・子育てをめぐる課題は複雑化・多様化しています。

国では、平成 24 年８月に子ども・子育て関連３法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）を定め、平成 27 年度から幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな制度（以下「新制度」という）の下、取り組みが進められています。新制度では、「子どもの最善の利益」を実現する社会を目指すことを前提に、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等の総合的な推進を図ることとしています。

また、令和元年 10 月には「改正子ども・子育て支援法」が施行され、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点等から、幼児教育・保育の無償化が実施されました。

若狭町（以下「本町」という）においては、平成 26 年度に「ふるさと輝き子育てプラン」（以下「前計画」という）を策定し、子育て支援に取り組んできました。このたび、国の新たな動向や町の実情を踏まえ、前計画の整理・見直しを行い、「第２期ふるさと輝き子育てプラン」（以下「本計画」という）を策定しました。

２．計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条第１項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。また、本計画は「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画を兼ねるものとし、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく市町村行動計画についても包含するものとします。更に、町の最上位計画である「若狭町まちづくりプラン」及び福祉計画の上位計画である「若狭町地域福祉計画」、その他関連計画との整合を図るものとします。

■本計画の位置づけ

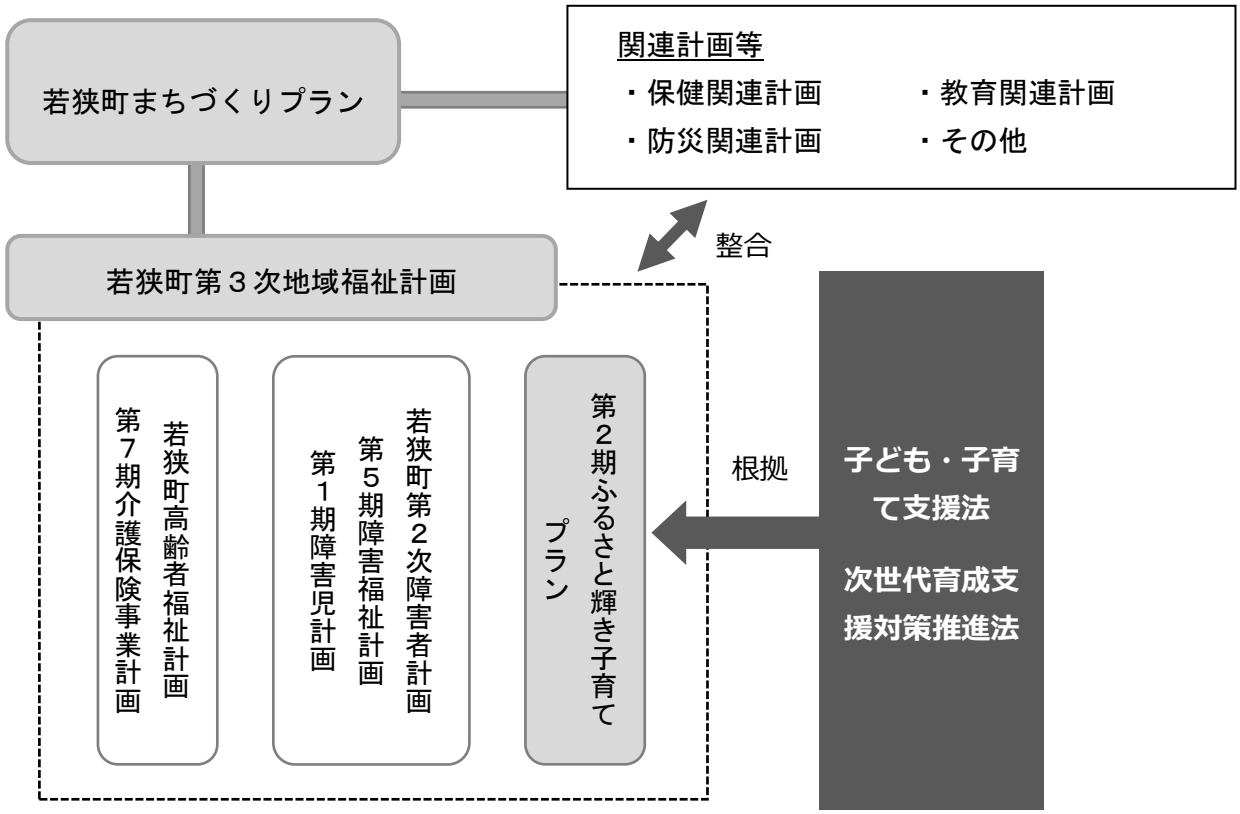

３．計画の期間

本計画の期間は、令和２年度から令和６年度までの５年間とし、国や県の方針、社会情勢の変化等によって計画を変更する必要性が生じた場合、適宜、見直しを行っていくものとします。

第２章　子ども・子育てを取り巻く現状と課題

１．統計からみる本町の状況

（１）人口の状況

総人口をみると、減少しており、平成 31 年は 14, 807 人となっています。年齢３区分別人口構成比をみると、０～14 歳の年少人口及び 15～64 歳の生産年齢人口は減少し、65 歳以上の老年人口は増加しています。

■年齢3区分別人口の推移

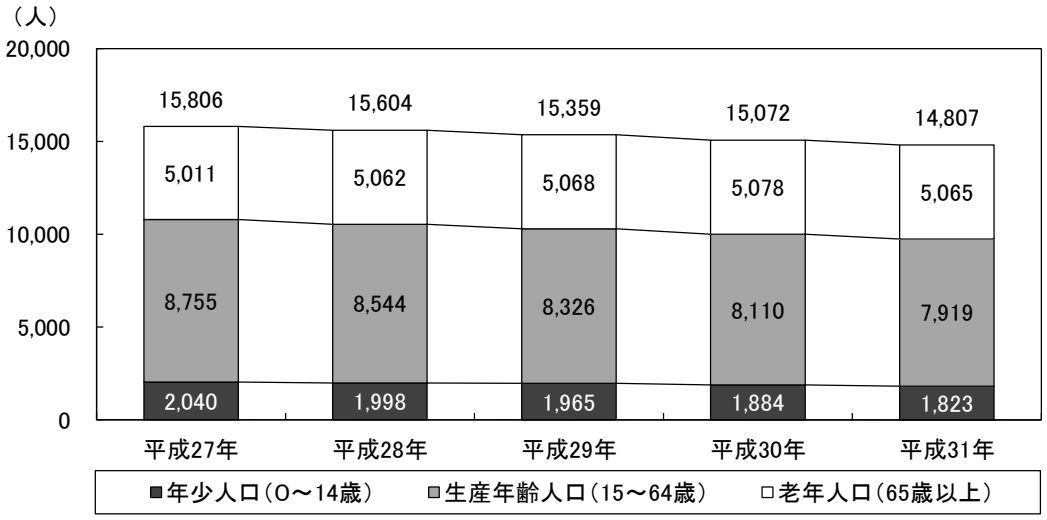

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

■年齢3区分別人口構成比の推移

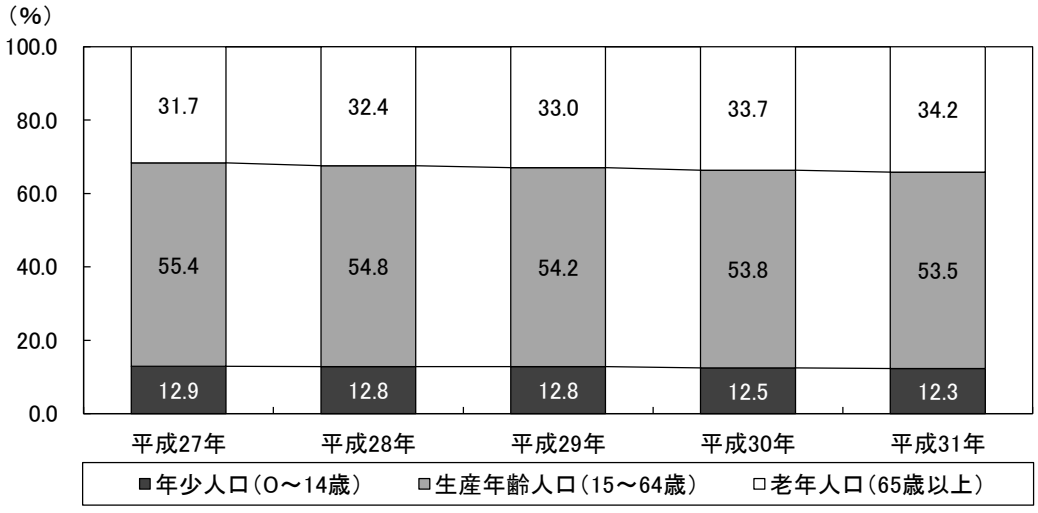

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

子どもの人口をみると、総数は減少しており、すべての年齢区分で減少傾向となっています。また、０～５歳児については、平成 27 年と平成 31 年を比べると 100 人以上減少しています。

■子どもの人口の推移

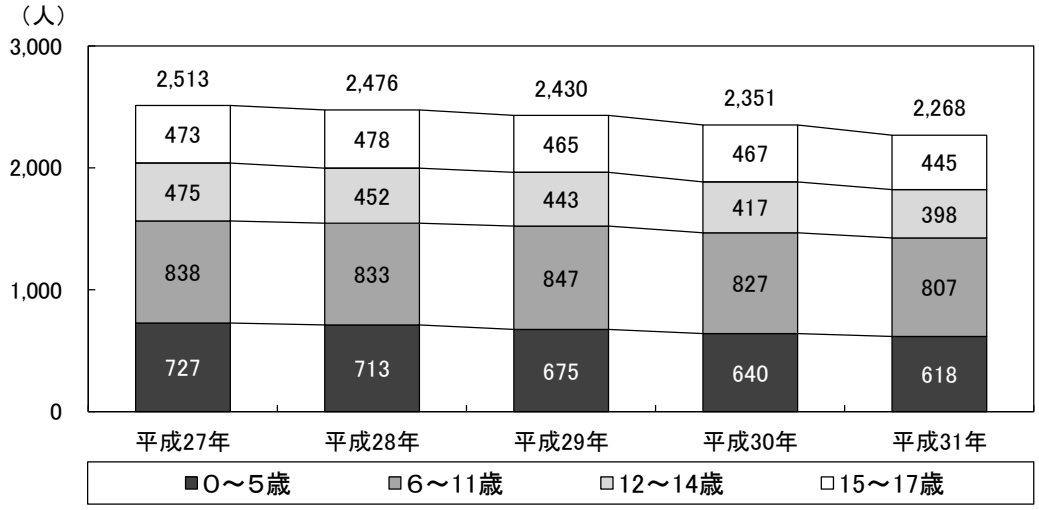

資料:住民基本台帳(各年4月1日)

（２）人口動態の状況

人口動態をみると、自然動態では死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いており、社会動態では転出者数が転入者数を上回る社会減の状態が続いています。また、平成 29 年・平成 30 年は自然動態、社会動態ともに減少数が 100 人を超えています。

■自然動態の推移

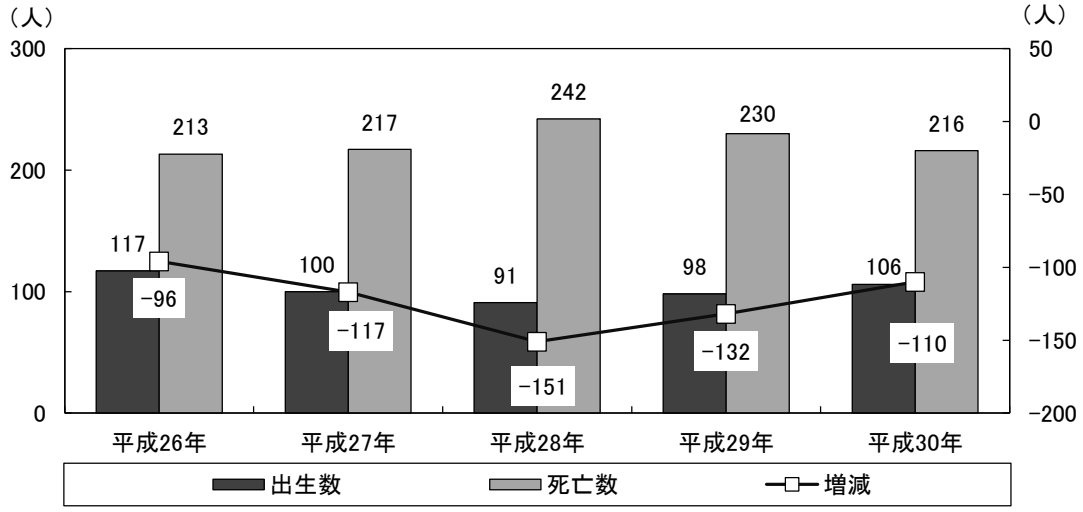

資料:若狭町税務住民課

■社会動態の推移

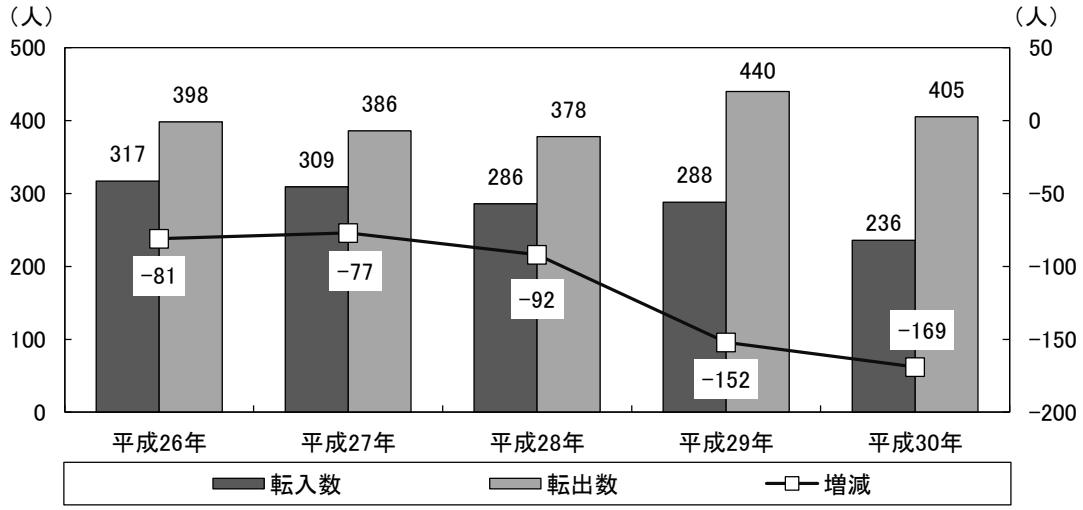

資料:若狭町税務住民課

（3）世帯の状況

総世帯数をみると、増加傾向となっており、平均世帯人員については、減少しています。

■総世帯数及び平均世帯人員の推移

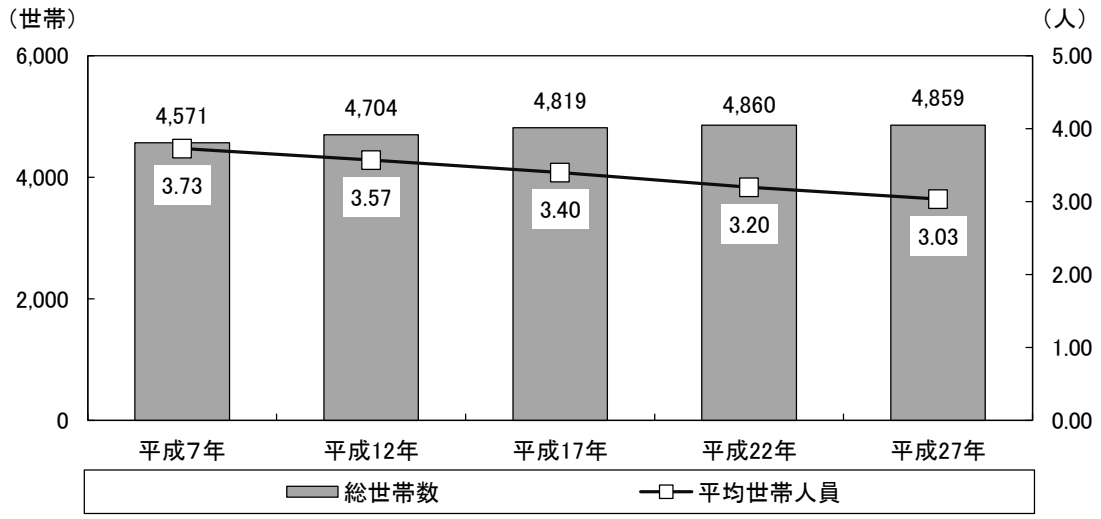

資料：国勢調査

ひとり親世帯数をみると、父子世帯数は増減を繰り返しており、母子世帯数は平成７年から平成17年にかけて減少し、その後増加しています。

■ひとり親世帯数の推移

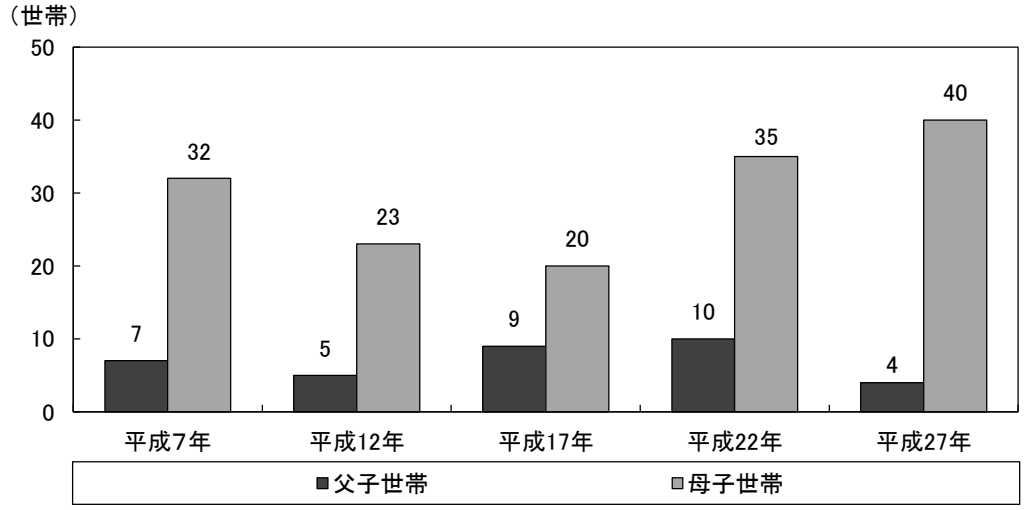

資料：国勢調査

（４）就労の状況

女性の年齢別就業率をみると、15～19 歳、80 歳以上を除いたすべての年齢で全国・福井県の就業率を上回っています。また、平成 22 年と平成 27 年における女性の年齢別就業率を比較すると、25～44 歳、50～79 歳で就業率が上昇しており、結婚・出産等の影響による就業率の落ち込みが解消されています。

■女性の年齢別就業率の国・県比較（平成 27 年）

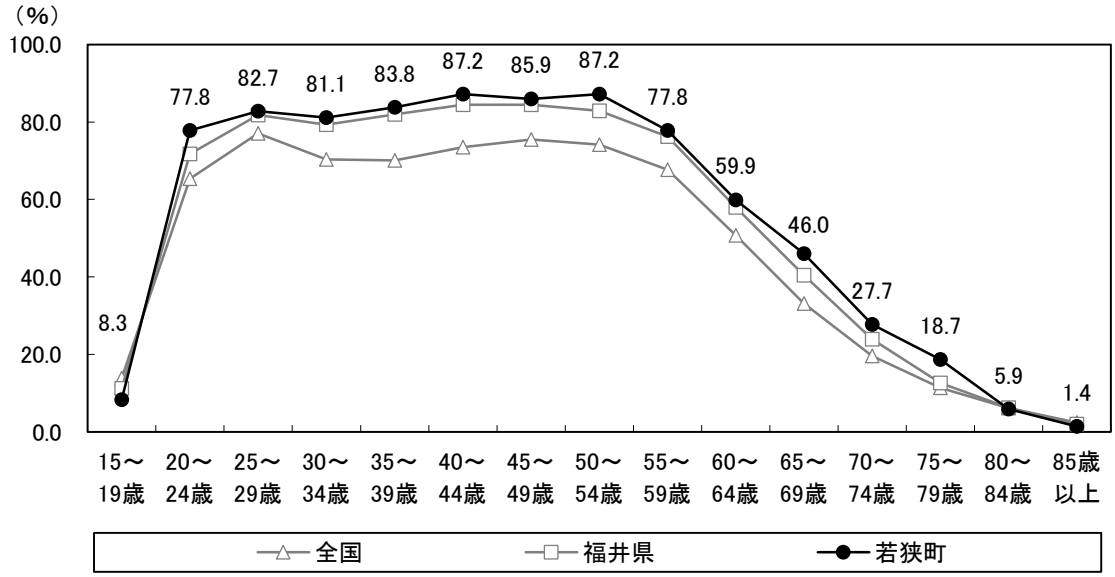

資料：国勢調査

■女性の年齢別就業率の推移

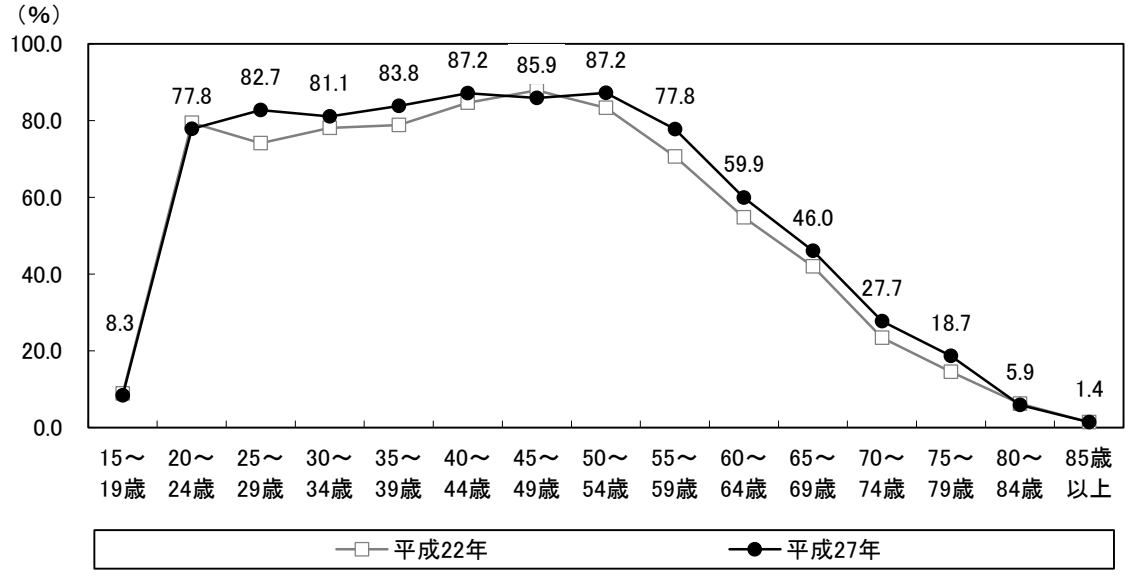

資料：国勢調査

（５）就学前児童の状況

就学前児童の保育所等在籍状況をみると、在籍児童数は減少傾向となっており、平成 27 年度と平成 31 年度を比べると 53 人減少しています。充足率は低下しており、平成 31 年度は７割を下回っています。

■就学前児童の保育所等在籍状況

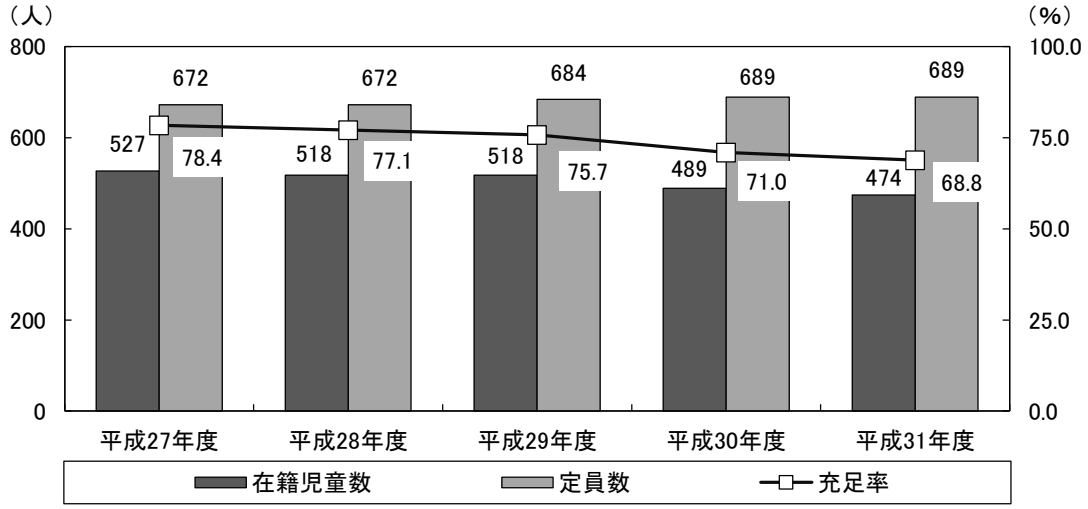

資料：若狭町福祉課

※充足率…定員数に占める在籍児童数の割合

（６）放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブの利用者数をみると、利用者数の合計は増加傾向となっています。内訳をみると低学年（１～３年生）では、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて増加しています。また、高学年（４～６年生）では、増加傾向となっています。

■放課後児童クラブ利用者数（通年利用者数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
低学年（1～3年生）	53	56	61	54	61
高学年（4～6年生）	4	6	6	10	9
合計	57	62	67	64	70

資料：若狭町教育委員会

※平成 31 年度は利用申し込み者数

２．子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

（１）アンケート調査の概要

■調査の目的

本調査は、「第２期ふるさと輝き子育てプラン」の策定に係る基礎資料として、保育ニーズや本町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に実施しました。

■調査対象者

若狭町内在住の「就学前児童」のいる世帯・保護者（就学前児童調査）

若狭町内在住の「小学生児童」のいる世帯・保護者（小学生児童調査）

■調査期間

就学前児童：2019 年５月 17 日～５月 31 日

小学生児童：2019 年５月 27 日～６月 14 日

■調査方法

保育所・小学校を通じた配布・回収

【回収状況】

種類	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	461 件	372 件	80.7%
小学生児童	574 件	538 件	93.7%

■グラフの見方

・回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第２位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から１つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。

・複数回答（複数の選択肢から２つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。

・図表中の「N（number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

・本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。

・本文中の「前回調査」は平成 25 年度実施の「若狭町　子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査」のことを指しています。

（２）調査結果

①日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無〈複数回答〉（就学前児童：問9、小学生児童：問8）

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無についてみると、就学前児童では「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も高く、前回調査と比べて 7.9 ポイント高くなっています。小学生児童では「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が最も高く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」となっており、前回調査と比べて大きな差はみられません。

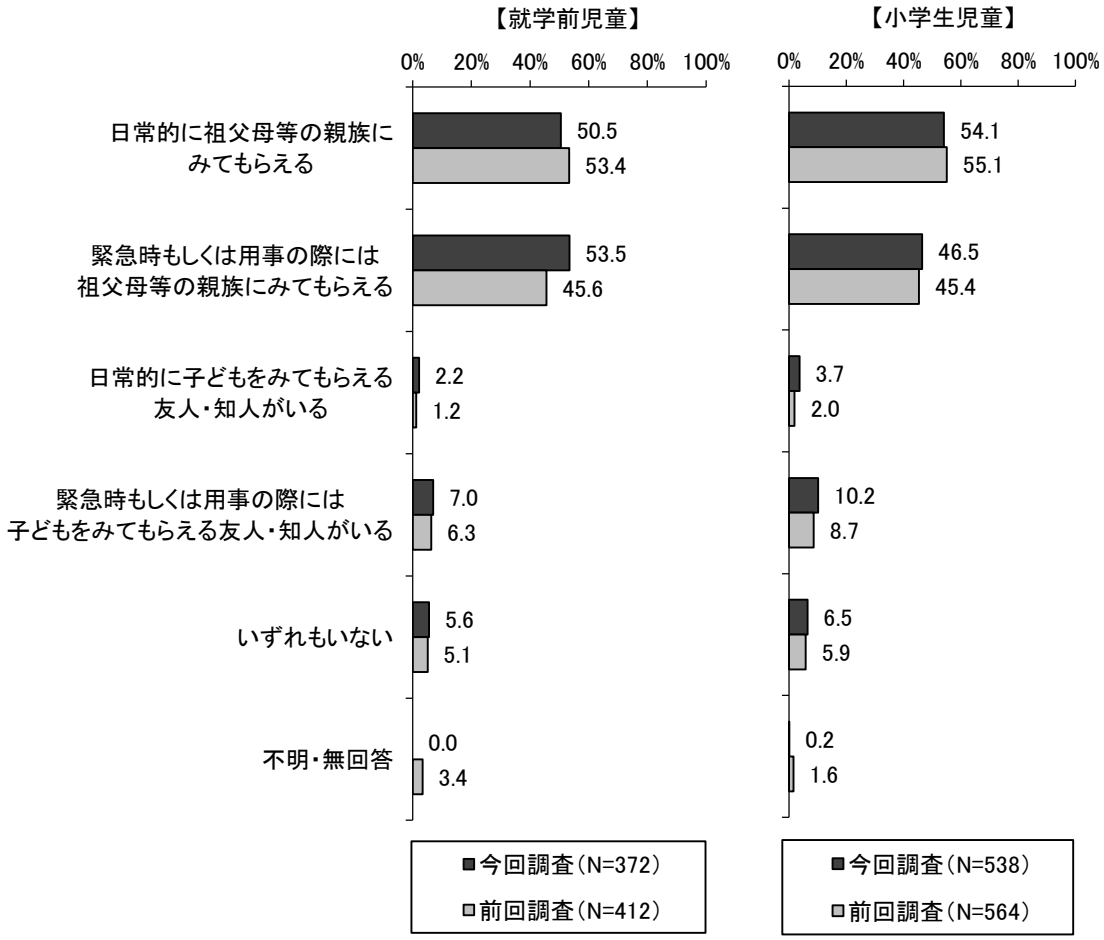

②子育てをする上で、気軽に相談できる人（場所）の有無〈単数回答〉

（就学前児童：問 10、小学生児童：問9）

子育てをする上で、気軽に相談できる人（場所）の有無についてみると、就学前児童、小学生児童ともに「いる／ある」が９割台半ばとなっています。一方、「いない／ない」が就学前児童では 1.6%、小学生児童では 4.5%となっています。

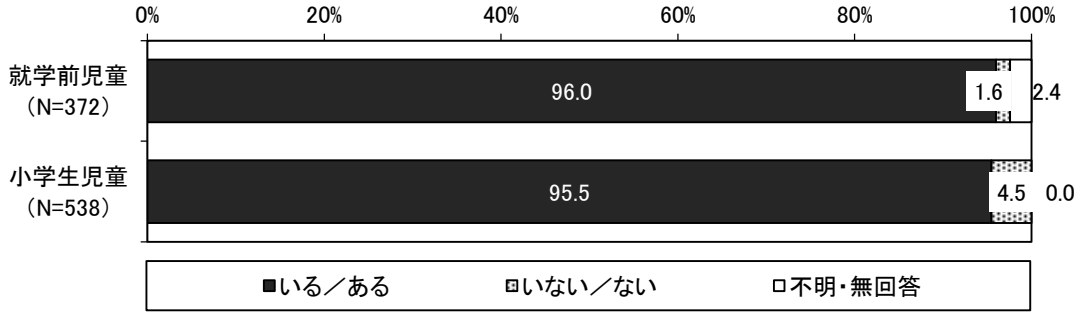

③＜気軽に相談できる人（場所）がいる／ある方＞

子育てをする上で、気軽に相談できる人〈複数回答〉（就学前児童：問 10-1、小学生児童：問9-1）

子育てをする上で、気軽に相談できる人についてみると、就学前児童、小学生児童ともに「配偶者」が最も高く、次いで「実家の父母、きょうだい」となっています。

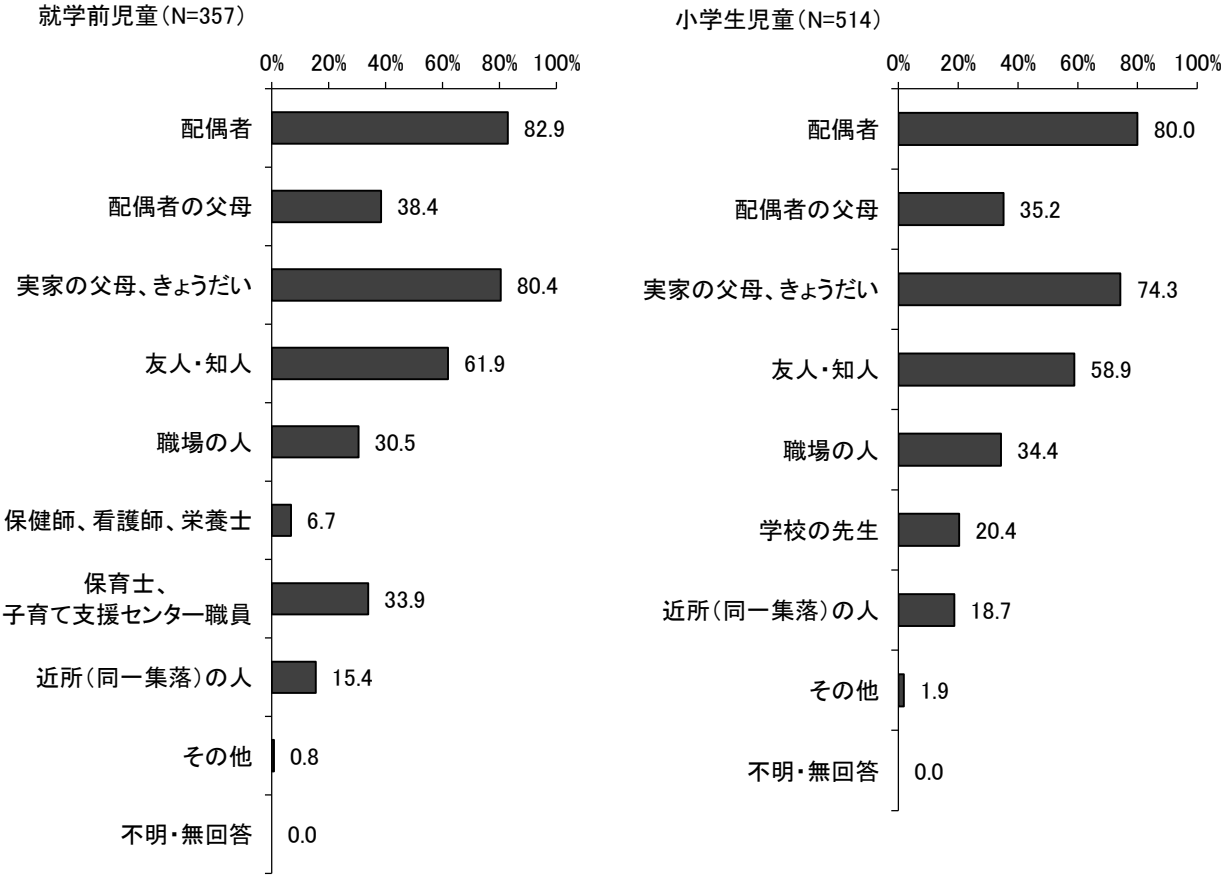

④子育てで悩んでいること・気になること〈複数回答〉(就学前児童:問 11、小学生児童:問 10)

子育てで悩んでいること・気になることについてみると、「特にない」を除くと、就学前児童では「食事や栄養に関することが不安である」が最も高く、次いで「子どもの発育、発達や病気に関することが心配である」となっています。小学生児童では「子どもの発育、発達や病気に関することが心配である」が最も高く、次いで「子どもとの接し方、しつけに自信が持てない」となっています。

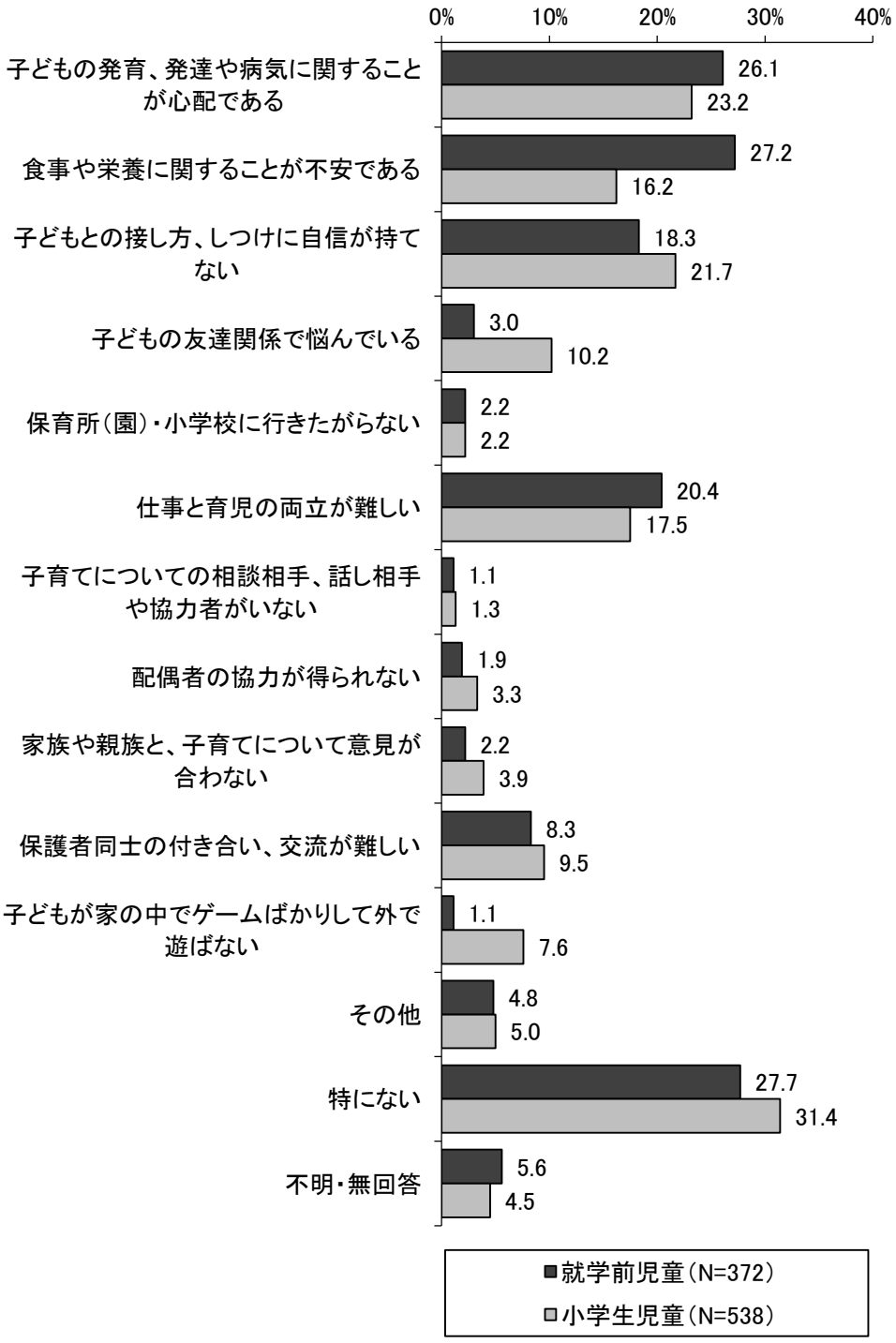

⑤母親の現在の就労状況〈単数回答〉(就学前児童:問 12、小学生児童:問 11)

母親の就労状況についてみると、前回調査と比べて、就学前児童では「パート・アルバイト等」、小学生児童では「フルタイム」「パート・アルバイト等」が高くなっています。また、「以前は就労していたが、現在は就労していない」は就学前児童、小学生児童ともに低くなっています。

※産休・育休・介護休業中の人も含め、「フルタイム」、「パート・アルバイト等」としています。

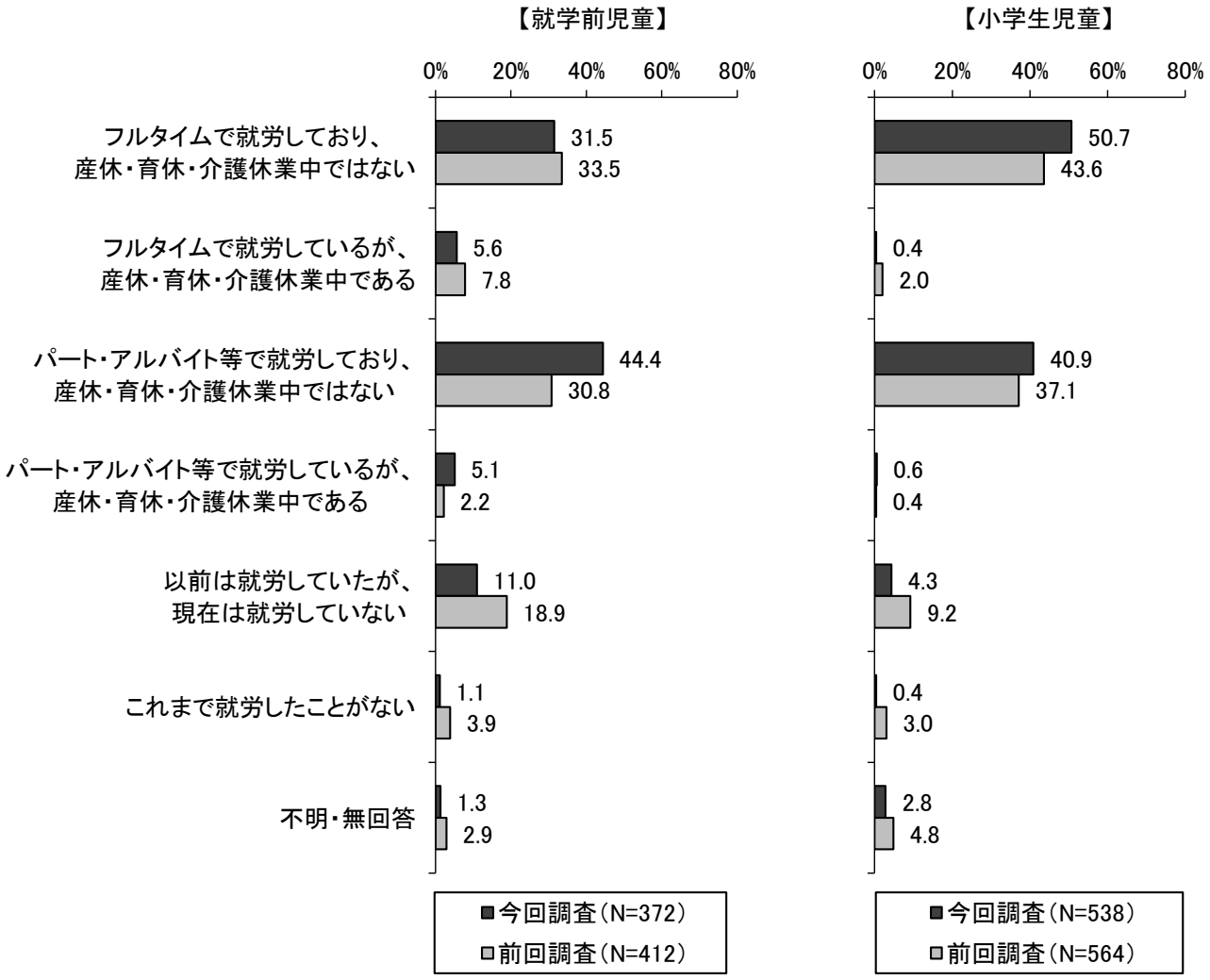

⑥定期的な教育・保育の利用の状況〈単数回答〉(就学前児童:問 13)

平日の定期的な教育・保育の利用状況についてみると、「利用している」が今回調査では 82.3%となっており、前回調査と比べて 17.7 ポイント高くなっています。

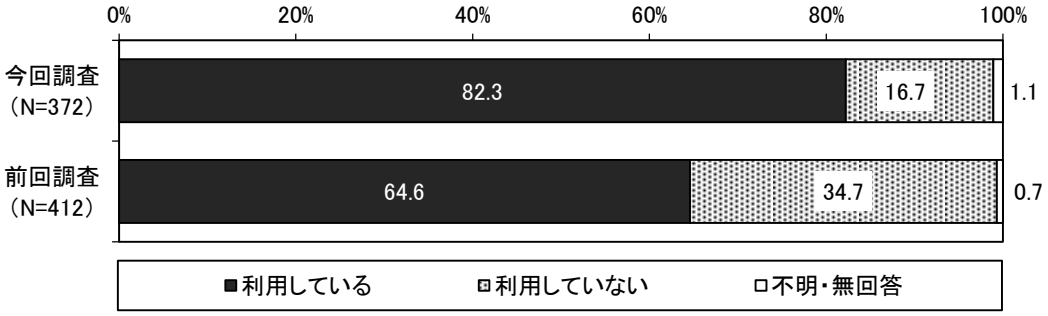

⑦＜定期的な教育・保育を利用している方＞

平日に利用している教育・保育〈複数回答〉(就学前児童:問 13-1)

平日に利用している教育・保育についてみると、「認可保育所」が最も高く、次いで「幼稚園」となっており、前回調査と比べて大きな差はみられません。

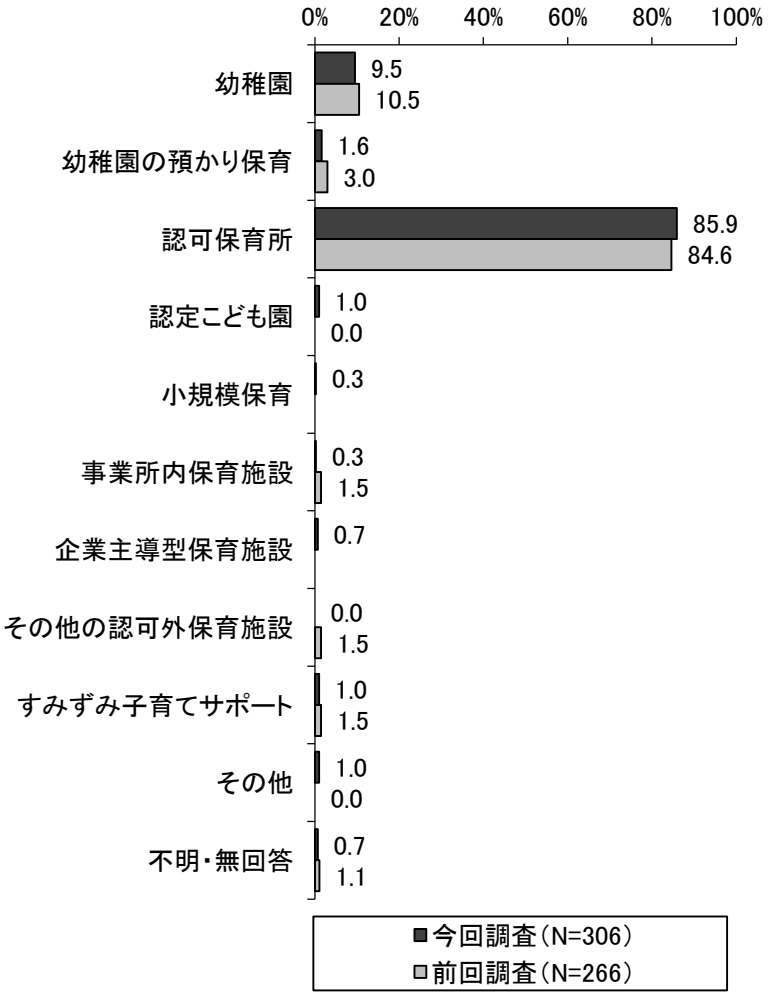

※前回調査では、「小規模保育」「企業主導型保育施設」の選択肢はありませんでした。

⑧現在の利用の有無に関わらず、平日に利用したい教育・保育〈複数回答〉

（就学前児童：問 14）※今回調査は幼児教育・保育無償化を想定して回答

現在の利用の有無に関わらず、平日に利用したい教育・保育についてみると、「認可保育所」が 78.2%と最も高く、前回調査と比べて 8.3 ポイント高くなっています。

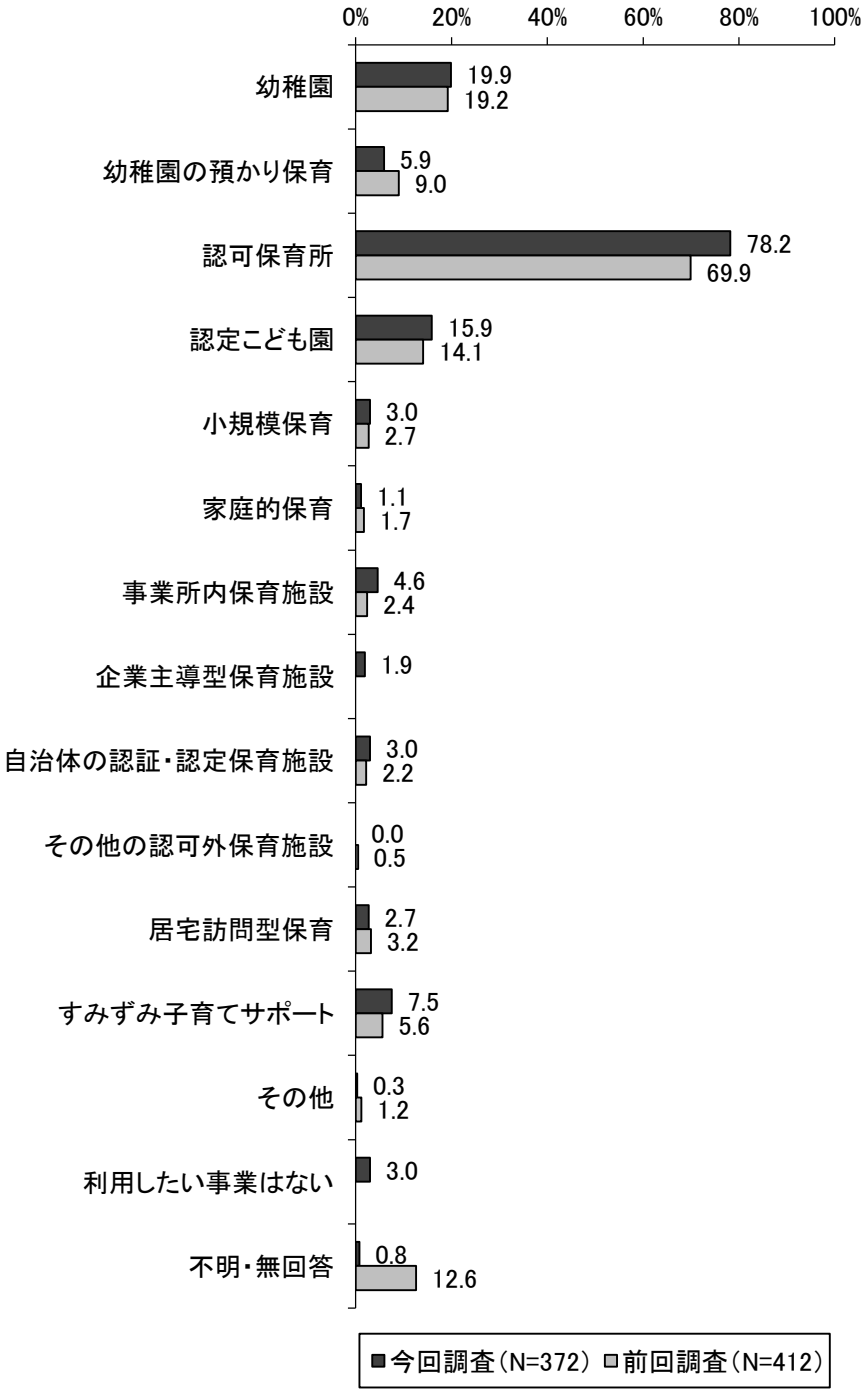

※前回調査では、「企業主導型保育施設」「利用したい事業はない」の選択肢はありませんでした。

⑨子育て支援センターの認知度〈単数回答〉(就学前児童:問 15)

子育て支援センターの認知度についてみると、「はい（知っている）」が９割台となっており、前回調査と比べて大きな差はみられません。

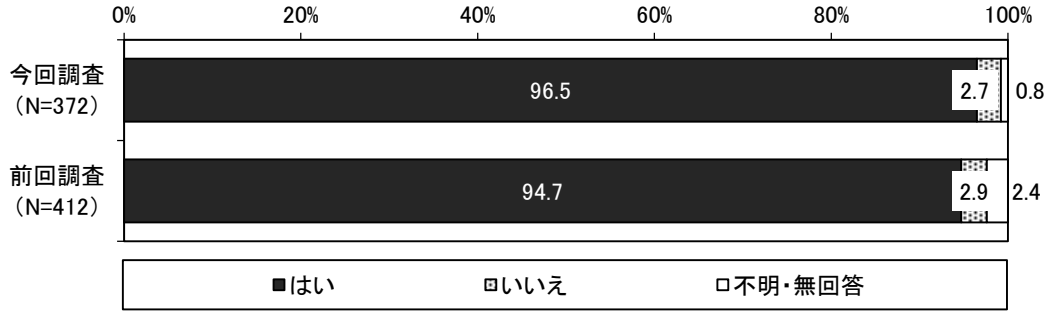

⑩子育て支援センターで相談したい内容〈複数回答〉(就学前児童:問 18)

子育て支援センターで相談したい内容についてみると、「健康・発育に関すること」が最も高く、次いで「特にない」となっています。

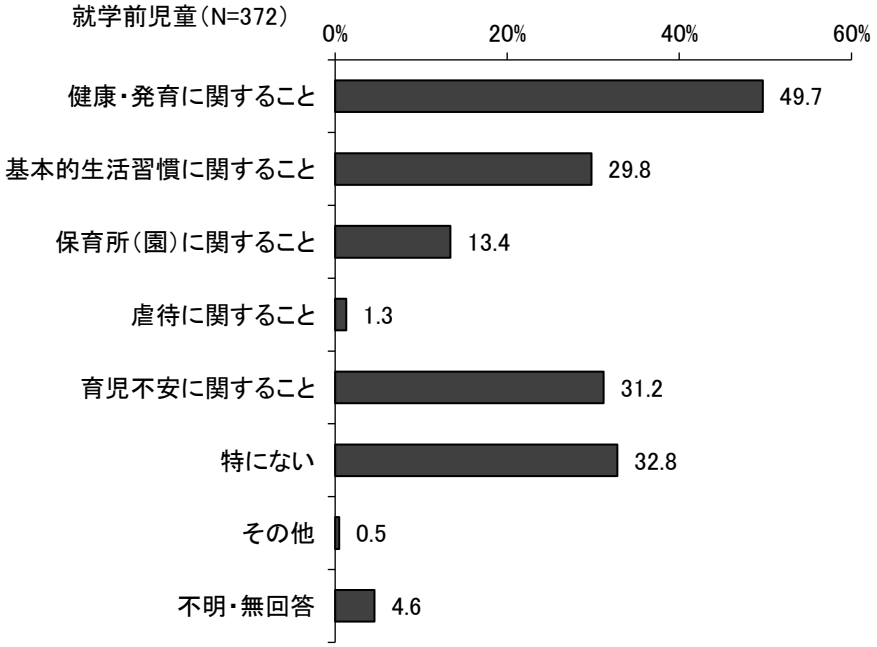

⑪土曜日と日曜日・祝日の、定期的な教育・保育の利用希望〈単数回答〉(就学前児童:問 19)

土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育の利用希望についてみると、土曜日と日曜日・祝日ともに、「利用する必要はない」が最も高く、次いで「月に１～２回は利用したい」となっています。

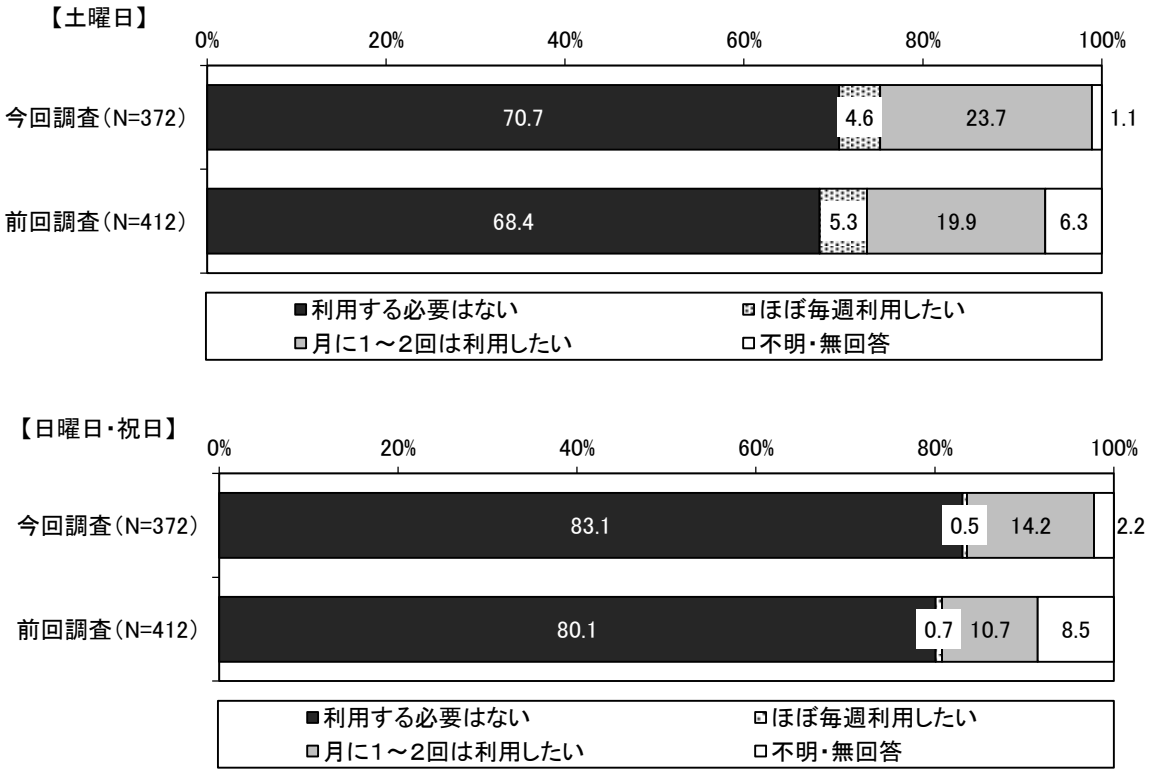

⑫子どもが病気やけがで普段利用している教育・保育を利用できなかった／学校を休んだ場合の対処方法〈複数回答〉（就学前児童：問 21-1、小学生児童：問 12-1）

子どもが病気やけがで普段利用している教育・保育を利用できなかった・学校を休んだ場合の対処方法についてみると、前回調査と比べて就学前児童、小学生児童ともに「母親が休んだ」、「父親が休んだ」が高く、「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」が低くなっています。

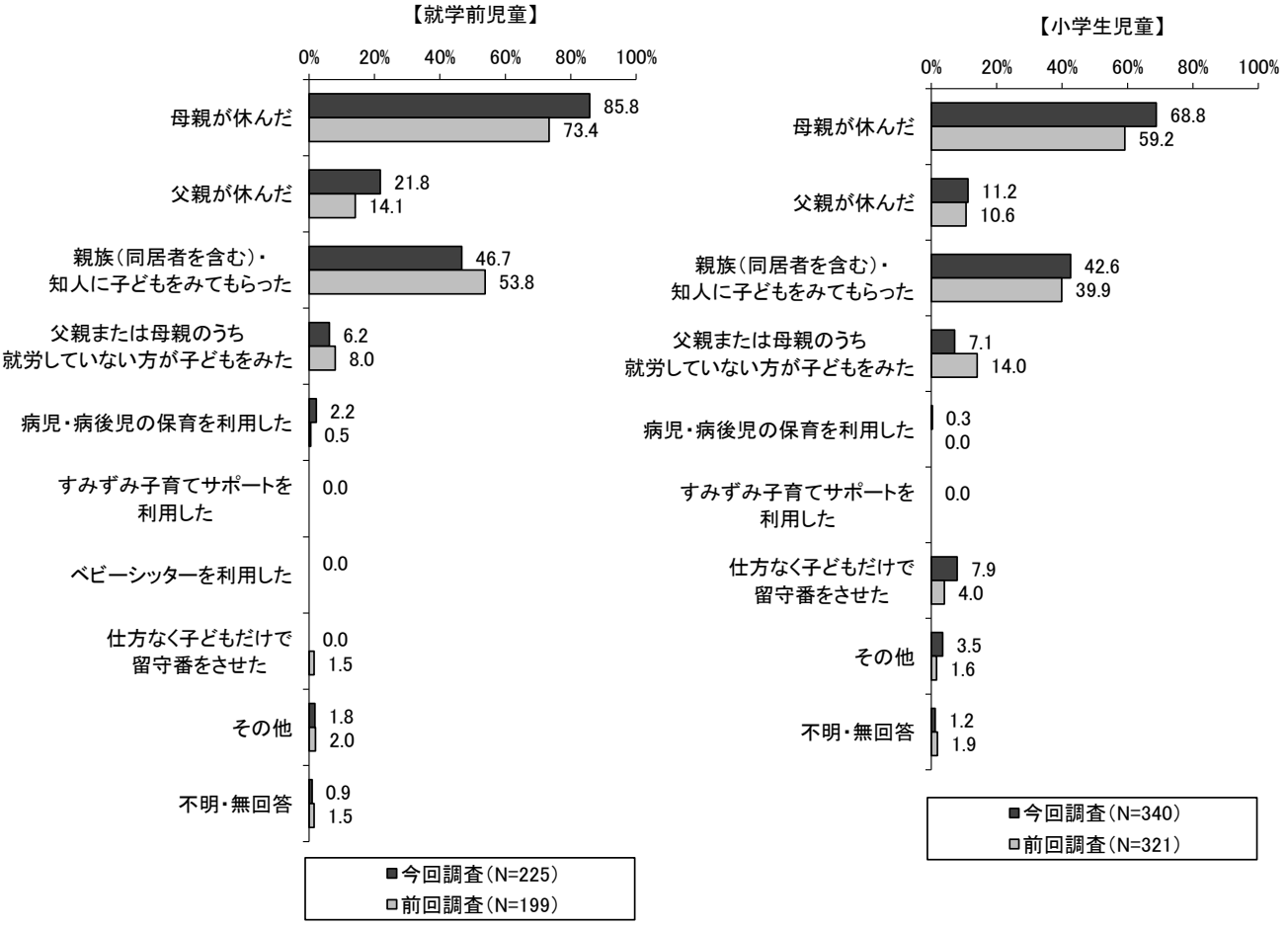

※就学前児童：前回調査では、「すみずみ子育てサポートを利用した」「ベビーシッターを利用した」の選択肢はありませんでした。
小学生児童：前回調査では、「すみずみ子育てサポートを利用した」の選択肢はありませんでした。

⑬＜「母親が休んだ」「父親が休んだ」で対応した方＞
病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思わなかった理由〈複数回答〉

（就学前児童：問 21-3、小学生児童：問 12-3）

病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思わなかった理由についてみると、就学前児童、小学生児童ともに「親が仕事を休んで対応する」が最も高く、次いで「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」となっています。

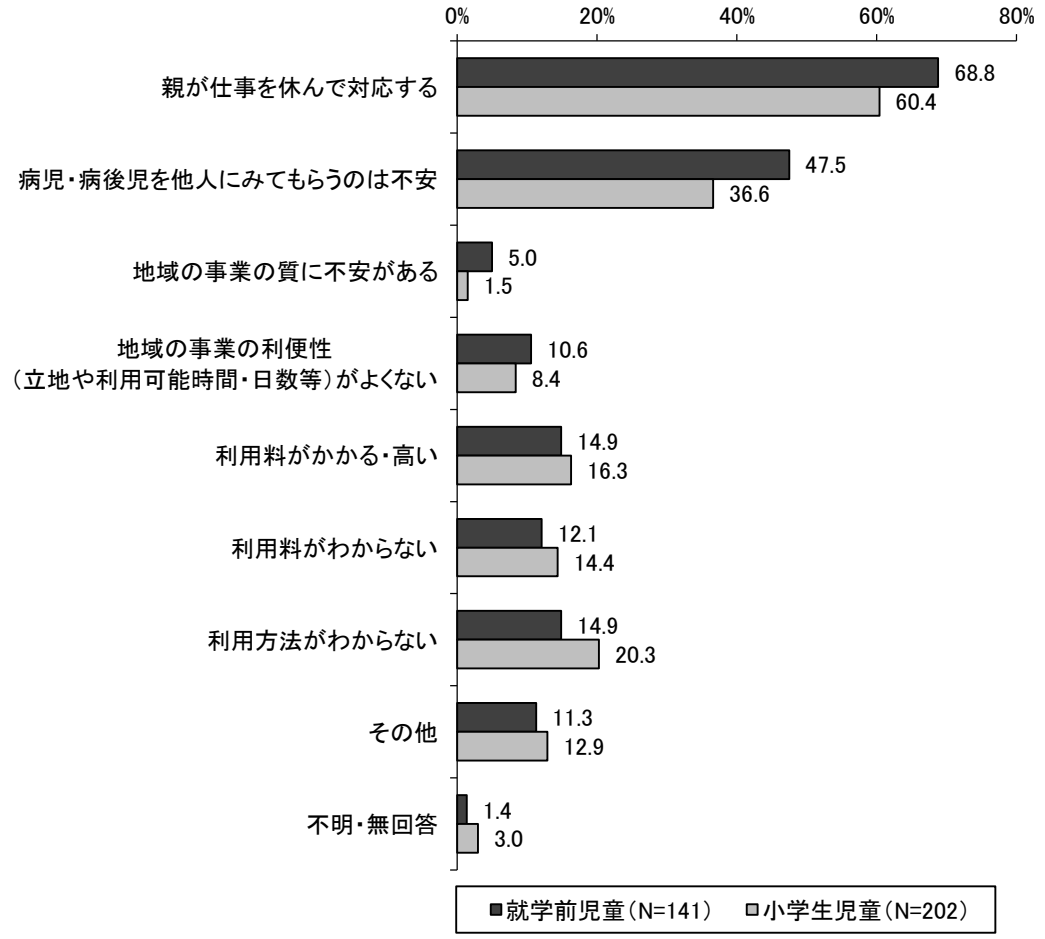

⑭お子さんを放課後（平日の小学校終了後）に過ごさせたい場所（就学前児童）〈複数回答〉

（就学前児童：問 25）

放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかについてみると、低学年（１～３年生）、高学年（４～６年生）ともに「自宅」が最も高く、次いで「祖父母宅や友人・知人宅」となっています。また、「児童クラブ（学童保育）」は低学年で 28.5%、高学年で 17.7%となっています。

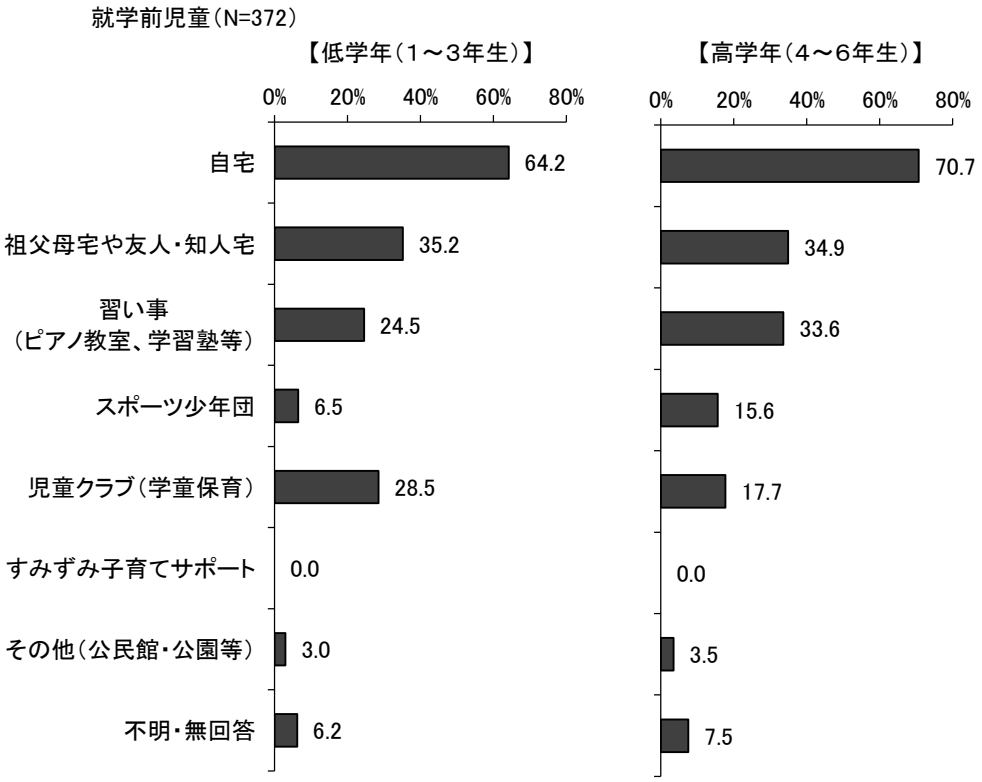

⑮放課後（平日の小学校終了後）を過ごしている場所／今後、過ごさせたい場所（小学生児童）

〈複数回答〉（小学生児童：問 14・問 15）

放課後の時間をどのような場所で過ごしているか（現在）／過ごさせたいか（希望）についてみると、現在、希望ともに「自宅」が最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、学習塾等）」、「祖父母宅や友人・知人宅」となっています。

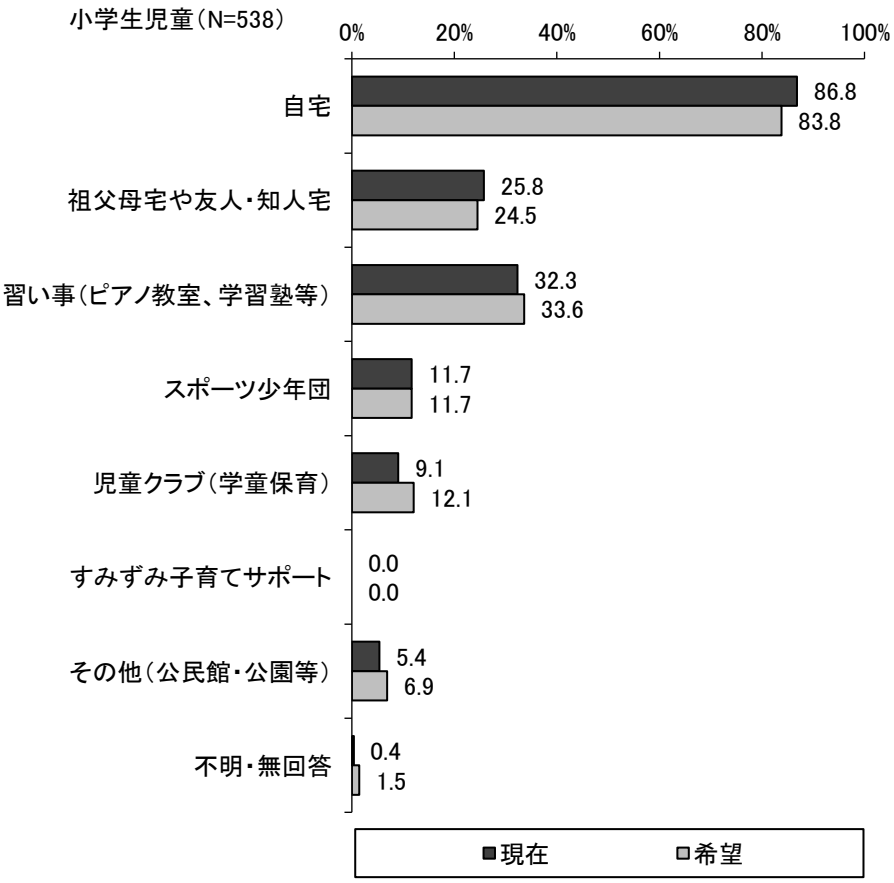

⑯母親の育児休業の取得状況〈単数回答〉(就学前児童:問 27)

母親の育児休業の取得状況についてみると、「働いていなかった」が最も高く、次いで「取得した(取得中である)」となっており、前回調査と比べて大きな差はみられません。

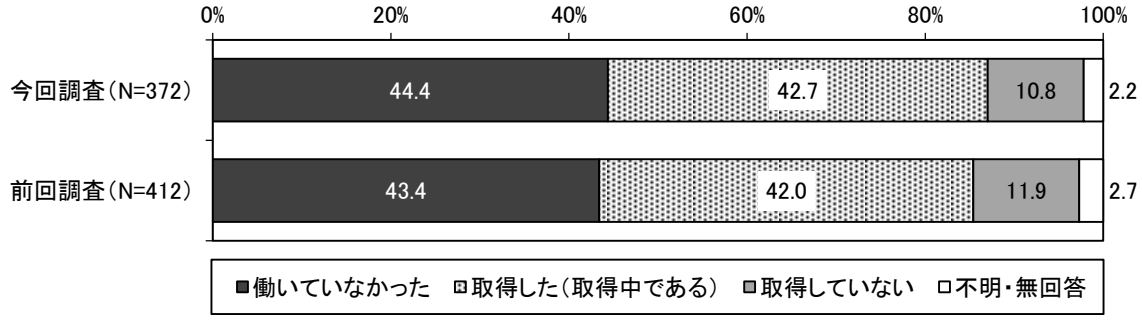

⑰仕事と子育てを両立する上で困っていること〈複数回答〉(就学前児童:問 28、小学生児童:問 18)

仕事と子育てを両立する上で困っていることについてみると、就学前児童、小学生児童ともに「子どもが急病時の対応」が最も高く、次いで「子どもと接する時間が十分取れない」、「急な残業が入ってしまう」となっています。

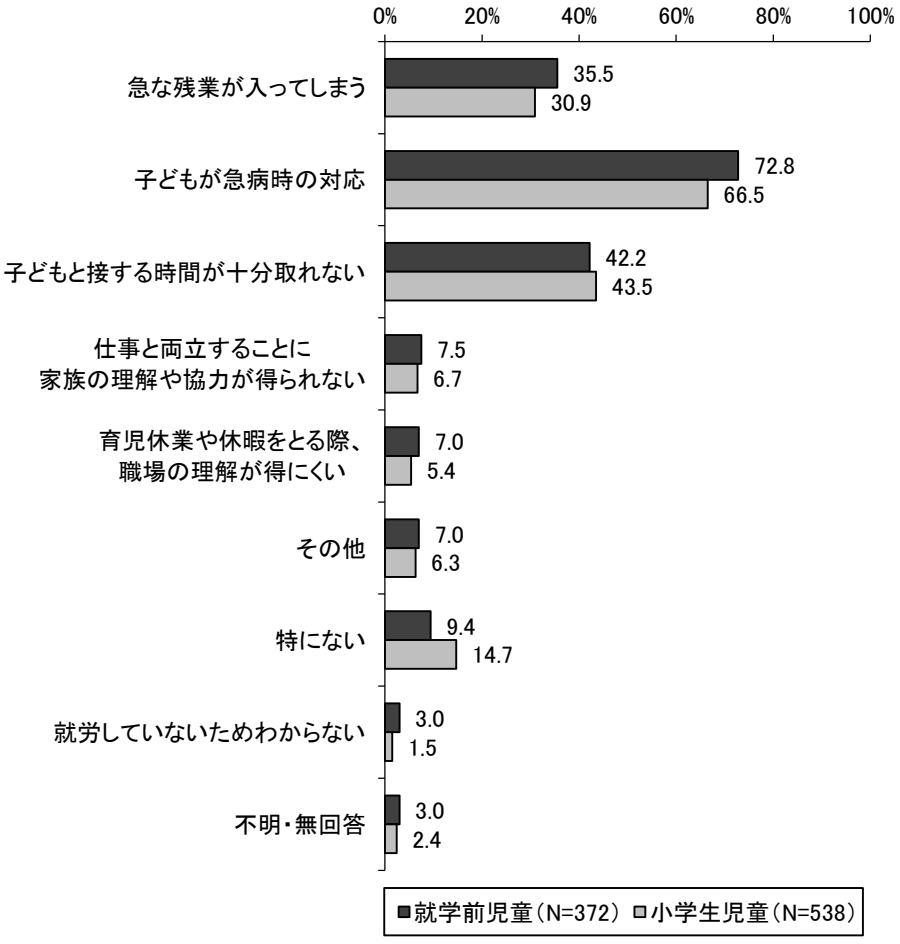

⑱子どもを健やかに育てるために地域の方に協力してほしいこと〈複数回答〉

（就学前児童：問 29、小学生児童：問 19）

子どもを健やかに育てるために地域の方に協力してほしいことについてみると、就学前児童、小学生児童ともに「登下校の見守りや声かけ等、子どもの安全確保に取り組んでほしい」が最も高く、次いで、就学前児童では「子どもに自然体験、社会体験活動等をさせてほしい」、小学生児童では「地域の子どもにあいさつなどの声かけや、子どもをほめたり、しかったりしてほしい」となっています。

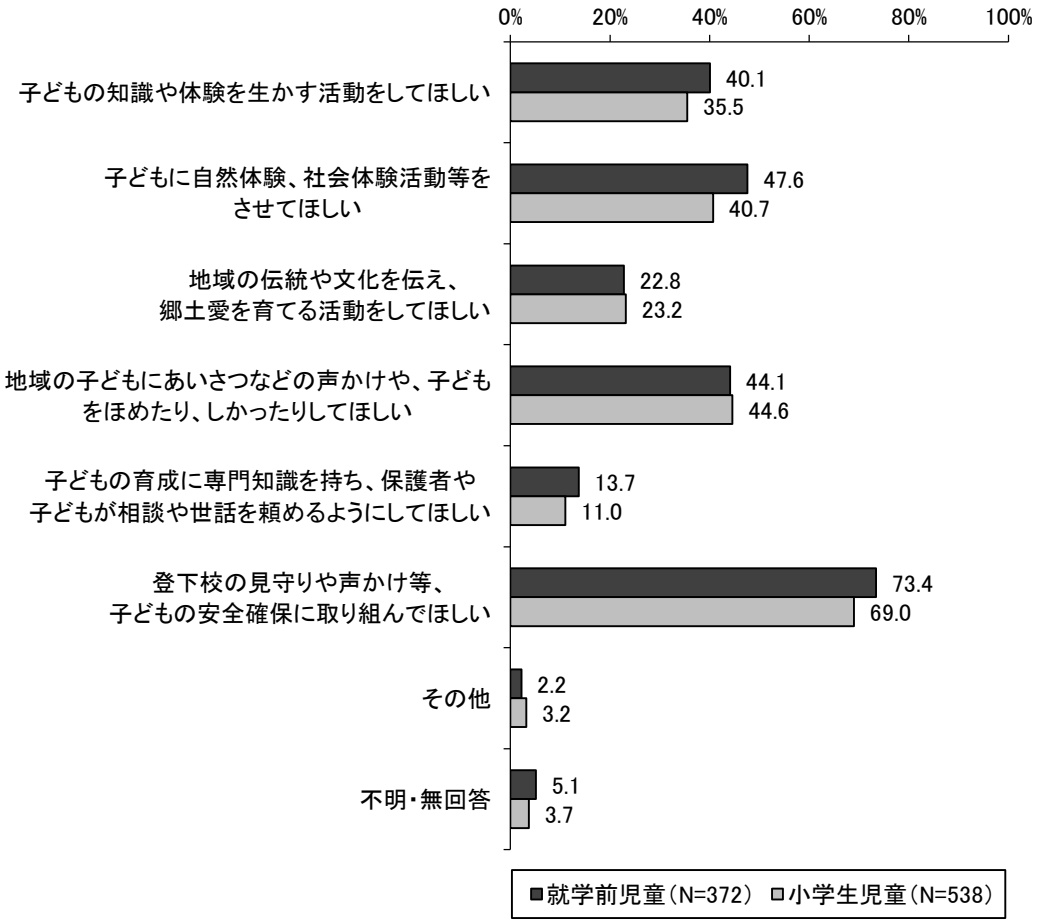

⑲若狭町の子育て支援でもっと力を入れてほしいもの〈複数回答〉(就学前児童:問 32、小学生児童:問 22)

若狭町の子育て支援でもっと力を入れてほしいものについてみると、就学前児童、小学生児童ともに「子どもと一緒でも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が最も高く、次いで「親子が安心して集まれる身近な場がほしい」、「親子で参加できるイベントを開催してほしい」となっています。

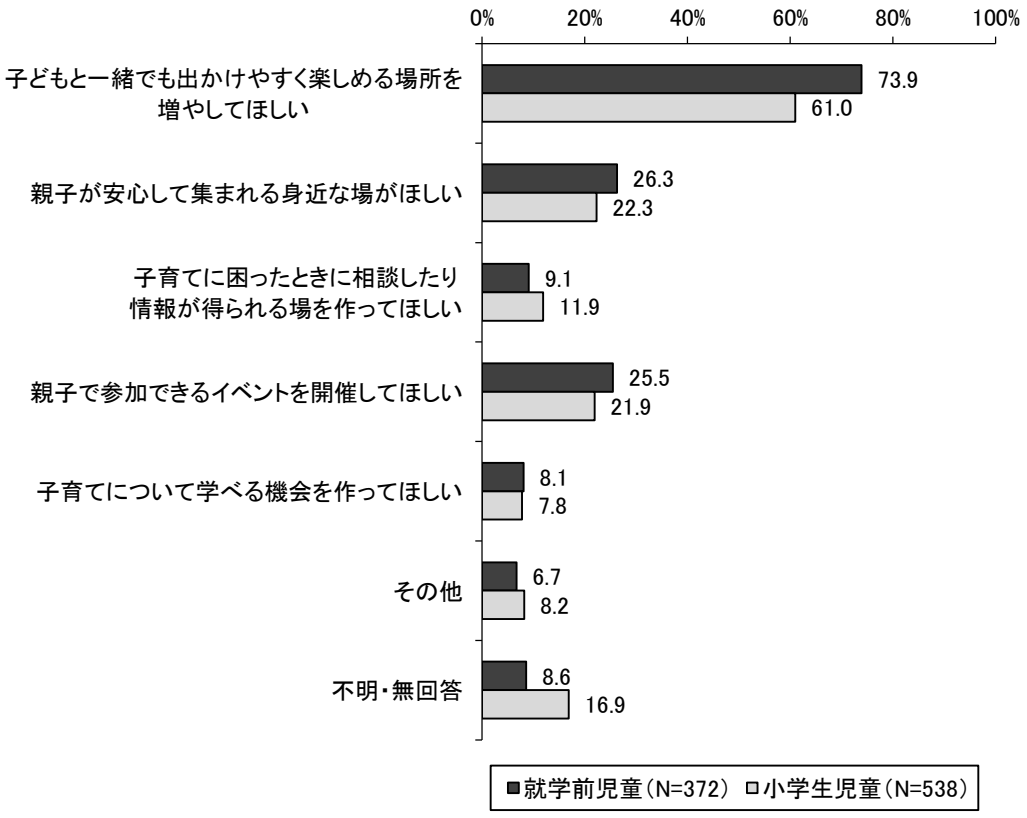

３．第１期計画の取り組み状況

（１）教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業等の進捗状況

第１期計画で設定した目標事業量に対する達成状況は以下のとおりです。

教育・保育事業

①1号認定（3～5歳、保育の必要性なし）

１号認定について、町内に幼稚園がないため、実績値はありません。

（人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	27	27	25	24	23
	確保の内容	0	0	0	0	0
実績値		0	0	0	0	0

②2号認定（3～5歳、保育の必要性あり）

２号認定について、実績値は減少傾向となっていますが、量の見込みを上回って推移しています。特定保育・教育施設の実績値は確保の内容を下回っていますが、特定地域型保育事業の実績値は平成 30 年度まで確保の内容を上回って推移しています。

（人）

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み		344	342	311	298	286
		（他市町の子ども）	2	2	2	2	2
	確保の内容						
		特定保育・教育施設	433	433	433	433	433
		（他市町の子ども）	2	2	2	2	2
		特定地域型保育事業	6	6	6	6	6
実績値	特定保育・教育施設		373	368	348	337	311
	（他市町の子ども）		3	4	3	1	2
	特定地域型保育事業		7	8	7	7	5

③3号認定（0～2歳、保育の必要性あり）

３号認定について、実績値は増減を繰り返していますが、量の見込み及び確保の内容を下回って推移しています。

（人）

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み						
		0歳	38	37	36	35	34
		1・2歳	165	155	166	162	158
		（他市町の子ども）	3	3	3	3	3
	確保の内容						
		特定保育・教育施設	222	222	222	222	222
		（他市町の子ども）	3	3	3	3	3
		特定地域型保育事業	6	6	6	6	6
実績値	特定保育・教育施設		143	137	153	128	145
	（他市町の子ども）		4	4	1	5	6
	特定地域型保育事業		2	2	4	1	1

地域子ども・子育て支援事業

①延長保育事業

延長保育事業について、事業を実施していないため、実績値はありません。

（実人／年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	16	15	15	14	14
	確保の内容	16	15	15	14	14
実績値		0	0	0	0	0

②放課後児童健全育成事業（学童保育）

放課後児童健全育成事業（学童保育）について、実績値は増加傾向となっており、平成 29 年度及び平成 31 年度は確保の内容を上回っています。

（実人／年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み（低学年）	57	57	56	55	55
	量の見込み（高学年）	10	9	10	10	10
	量の見込み（合計）	67	66	66	65	65
	確保の内容	67	66	66	65	65
実績値		57	62	67	64	70

③地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業について、現在３か所で実施しています。実績値は量の見込みを大きく上回って推移しています。

（延人／年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	6,288	5,988	6,216	6,060	5,928
	確保の内容	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
実績値		10,082（3 か所）	10,302（3 か所）	14,163（3 か所）	15,635（3 か所）	－

④一時預かり事業（幼稚園での預かり）

一時預かり事業（幼稚園での預かり）について、事業を実施していないため、実績値はありません。

（延人／年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	92	91	83	79	76
	確保の内容	92	91	83	79	76
実績値		0	0	0	0	0

⑤一時預かり事業（幼稚園以外での預かり）

一時預かり事業（幼稚園以外での預かり）について、実績値は量の見込み及び確保の内容を大きく上回って推移しています。

（延人／年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	171	165	162	157	152
	確保の内容（一時預かり、すみずみ子育てサポート事業（就学前））	171	165	162	157	152
実績値		577	654	462	512	－

⑥病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業について、実績値は量の見込み及び確保の内容を上回って推移しています。

（延人／年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	16	16	15	15	14
	確保の内容	16	16	15	15	14
実績値		39	45	30	31	－

⑦すみずみ子育てサポート（就学児のみ）

すみずみ子育てサポート（就学児のみ）について、実績値は量の見込み及び確保の内容を下回って推移しています。

（延人／年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	91	90	90	88	87
	確保の内容	91	90	90	88	87
実績値		0	11	14	4	－

⑧妊婦健診事業

妊婦健診事業について、実績値は量の見込み及び確保の内容を下回って推移しています。

（実人／年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	173	168	164	161	158
	確保の内容	173	168	164	161	158
実績値		150	155	162	150	－

⑨乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業について、実績値は平成 29 年度までは量の見込み及び確保の内容を下回っていますが、平成 30 年度は上回っています。

（実人／年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	115	112	109	107	105
	確保の内容	115	112	109	107	105
実績値		107	88	93	115	－

⑩養育支援訪問事業

養育支援訪問事業について、平成 27 年度及び平成 28 年度の実績値は、量の見込み及び確保の内容を上回っています。

（実人／年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	10	10	10	10	10
	確保の内容	10	10	10	10	10
実績値		13	13	9	10	－

⑪利用者支援事業

利用者支援事業について、事業を実施していないため、実績値はありません。

（か所）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画値	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保の内容	0	1	1	1	1
実績値		0	0	0	0	0

その他事業

①不妊治療費の助成

不妊治療費の助成について、実績値は平成 29 年度まで目標値を上回って推移しています。

（人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
目標値	12	12	12	12	12
実績値	16	17	17	12	－

②出産祝い金の支給

出産祝い金の支給について、実績値は目標値を下回って推移しています。

（件）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
目標値	104	101	99	97	95
実績値	94	98	97		

※平成 29 年度で廃止

③乳幼児健診・育児教室等の充実

乳幼児健診・育児教室等について、実績値は平成 27 年度の３歳児健診、平成 28 年度の１歳６か月児健診、平成 30 年度の４か月児健診・１歳６か月児健診を除き、目標値を下回って推移しています。

（人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
目標値	1か月児健診	115	112	109	107	105
	4か月児健診（育児教室）・離乳食教室	115	112	109	107	105
	7か月児育児教室	115	112	109	107	105
	10 か月児健診・育児教室	115	112	109	107	105
	12 か月児育児教室	115	113	110	106	104
	1歳6か月児健診	115	113	110	106	104
	2歳児歯科健診・食の教室	121	118	116	113	110
	3歳児健診	125	122	120	117	114
実績値	1か月児健診	103	87	94	105	－
	4か月児健診	109	90	92	107	－
	4か月児育児教室	109	88	89	102	－
	7か月児育児教室	112	84	99	101	－
	10 か月児健診	111	95	94	95	－
	10 か月児育児教室	106	91	92	91	－
	12 か月児育児教室	109	104	87	92	－
	1歳6か月児健診	100	123	87	110	－
	2歳児歯科健診・食の教室	89	112	111	95	－
	3歳児健診	126	99	114	111	－

④放課後の子どもの居場所づくりの充実

■長期休暇における放課後児童クラブ登録児童数

長期休暇における放課後児童クラブ登録児童数について、実績値は目標値を下回って推移しています。

（人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
目標値	213	209	210	209	206
実績値	139	142	172	151	169

■一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の開催数

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の開催数について、実績値は目標値を下回って推移しています。

（回）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
目標値	200	200	200	200	200
実績値	21	27	64	64	－

■放課後子ども教室の実施か所数

放課後子ども教室の実施か所数について、実績値は目標値と同じとなっています。

（か所）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
目標値	8	8	8	8	8
実績値	8	8	8	8	8

（２）子育てに関する取り組み状況

目標1　子どもの育ちを支える教育・保育を充実します

＜前計画期間中の主な取り組み＞

〇保小の円滑な接続のため、保小連絡会を年3回程度実施して相互連携を図るとともに、行事を通じた子ども同士の交流等を行っています。

〇本町の自然を活かして、豊かな人間性を育み、協調性、創造性、自主性を伸ばしていくことを目標とした「若狭里っ子保育」を実施しています。

〇令和元年5月 23 日に若狭町児童福祉審議会より「若狭町公立保育所のあり方について」の答申が行われ、公立保育所再編に向けた取り組みを進めています。

目標2　子育て世帯を応援します

＜前計画期間中の主な取り組み＞

〇経済的負担の軽減として、第3子以降の保育料や中学校修了までの子どもの医療費の無償化、児童手当の支給や「すまいる F カード」の配布を行っています。また、平成 29 年度に「出産祝い金支給事業」を廃止し、平成 30 年度から「あかちゃんスマイル事業」を実施し、乳児用品（おむつ・ミルク等）購入費の助成を行っています。

〇ひとり親家庭への支援として、児童扶養手当等の経済的支援や、相談支援等を実施しています。

〇保健師による新生児訪問や第1子が誕生した家庭への助産師の訪問等、訪問相談を実施しています。

目標3　地域の子育てを応援します

＜前計画期間中の主な取り組み＞

〇保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童に対して、放課後児童クラブを町内2か所で実施し、ニーズが一時的に増加する長期休暇時は放課後児童クラブを増設するなど、放課後における子どもの健全育成に努めています。

〇子育てに関する不安や悩みを気軽に相談できる場として、子育て支援センターを整備し、事業を実施しています。また、子育て世代包括支援センターの設置に向けて、検討を行っています。

〇地域における身近な母子交流の場として、町内4か所で「ミニすくすく（地域の広場）」を実施しています。

〇安心・安全な環境整備として、小学校単位での登下校時の見守り活動の実施や、街頭指導安全マップの作成、保育所・学校単位での避難訓練を実施しています。

目標4　気がかりな子どもを応援します

＜前計画期間中の主な取り組み＞

〇保健師・助産師・保育士・言語聴覚士等が連携し、発達が気がかりな子どもの早期発見・早期支援体制の充実を図っています。また、「継続支援ファイル」を作成し、子どものライフステージの変化に応じた円滑な支援の実施を推進しています。

〇言語や社会性の発達が気がかりな子どもに対し、月１回「言葉と遊びの広場」を実施しています。また、４歳児を対象とした「SST（ソーシャルスキルトレーニング）」も月１回実施するなど、フォロー教室等を通じた支援を行っています。

〇要保護児童等の早期発見及び適切な支援のため、関係機関との情報共有を図るとともに、若狭町要保護児童対策地域協議会を定期的に開催し、関係機関との連携強化を図っています。

目標5　仕事と生活の両立を応援します

＜前計画期間中の主な取り組み＞

〇若狭町次世代定住促進協議会の取り組みの「企業・事業所を知る活動」として、事業所PR展やワークフェア、事業所見学ツアーを実施しPRしています。

〇育児休業制度の取得促進について、若狭テクノバレー協議会を通じて、企業に理解促進を図っています。

４．本町の課題と今後の方向性

課題１　子どもの健やかな育ちを支えるための支援

本町では、子どもの数の減少に伴い、保育所の充足率は低下しています。子どもの健やかな育ちのためには、適正な集団生活による学びと育ちを支える保育環境の保障が重要となるため、本町では公立保育所再編に向けた審議が進められています。引き続き、保育所のあり方について検討を進め、子どもが健やかに育つことができる就学前教育･保育の提供体制の確保･整備を進めていくことが重要です。併せて、子どもの健やかな育ちを支えるための支援として、妊娠期からの切れ目ない支援の充実に向けた取り組みも重要です。

また、子どもの発達や学びの連続性の確保の観点から、保育所から小学校への円滑な接続も重要であり、関係機関が連携し、情報交換や交流活動等を行うことが必要です。

課題２　子育て世帯への支援

本町では、中学生までの子ども医療費の無償化や乳児用品購入費の補助等、子育て世帯のライフステージに応じた町独自の子育て世帯への支援を行ってきました。子育てしやすい町として子育て世代に選ばれるまちづくりを進めるためにも、増加傾向にあるひとり親家庭を含む子育て世帯への経済的支援の継続が重要です。

また、本町では女性の就業率が上昇しており、アンケート調査結果における母親の就労状況を平成25年度の調査と比較すると、就学前児童で「パート・アルバイト等」、小学生児童で「フルタイム」及び「パート・アルバイト等」が増加しています。女性の社会進出がうかがえることから、母親の就労状況の変化等により多様化する保育ニーズへの対応や、母親と父親双方の仕事と子育ての両立支援等の取り組みを進めていくことが重要です。

課題３　地域で子育てを支える環境づくり

本町では、子育て支援センターにおける保護者同士の交流の場の提供や、子育ての不安・負担が軽減できるような相談支援等に取り組むとともに、子どもが安心・安全に過ごせるよう登下校時の見守り活動等を推進してきました。

アンケート調査結果では、子育て支援でもっと力を入れてほしいこととして「子どもと一緒に出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が最も高く、地域の方に協力してほしいこととして「子どもの安全確保」が最も高くなっており、親子が一緒に過ごせる場所や子どもが安全に過ごせる環境づくりが求められています。

また、人口減少や少子高齢化、核家族化に伴い、子どもの数の減少や子育てに関わる人材の不足、地域とのつながりの希薄化が課題となっています。本町においても地域の力を活かしながら、保護者が安心して子育てをすることができる環境づくりを家庭・地域・関係機関の連携の下、推進していくことが重要です。

課題４　困難を有する子どもや家庭への支援

本町では、発達が気がかりな子どもに対して、各関係課や関係機関が連携し、早期発見・早期支援及びライフステージに応じた切れ目ない支援の推進や、若狭町要保護児童対策地域協議会を通じた児童虐待の未然防止・早期発見及び適切な支援の推進を図っています。また、「若狭町子ども・若者サポートセンター」では、０～40 歳までの発達障害や不登校、ひきこもり等の困難を有する子ども・若者及びその家族への総合相的支援に取り組んでいます。

近年、発達が気がかりな子どもをはじめ、障害のある子ども、児童虐待等、子どもや家庭を取り巻く状況は一層複雑化しています。アンケート調査結果では、子育てで悩んでいること・気になることとして、「子どもの発育、発達や病気に関すること」が就学前児童、小学生児童ともに高くなっています。子どもや家庭の状況等に関わらず、一人ひとりの健やかな育ちが保障される必要があるという考えの下、本町の継続的な支援体制を活かし、社会的配慮が必要な子どもや家庭に対する適切な支援を行うことが重要です。

第３章　計画の基本的な考え方

１．基本理念

「子ども・子育て支援法」の基本理念においては、「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。」としています。

本町においても、この考え方を踏まえ、家庭における子育てを中心として、社会全体での子育て環境をより一層充実していくことを目指し、前計画では「みんなで育む ふるさとの宝 若狭っ子」を基本理念として掲げ、子育てに関する様々な取り組みを進めてきました。

人口減少や少子化の進行、就労状況の変化等、子育てを取り巻く環境が変化している中、本町で子どもが健やかに成長できるよう、引き続き子育て支援の充実や子どもの育ちを地域全体で支えていくことが重要です。そのため、本計画では前計画の基本理念を継承し、取り組みを推進することとします。

基本理念

みんなで育む

ふるさとの宝　若狭っ子

２．基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、次の４つの基本目標に基づき、計画を推進します。

目標１　子どもの健やかな育ちを応援します

子どもがいきいきと健やかに育つことができるよう、各家庭のニーズや子ども一人ひとりの状況に応じた就学前教育・保育の提供体制を確保・整備するとともに、妊娠から出産・育児を通した切れ目ない支援を推進します。また、保育所と学校等が連携した支援の充実を図ります。

目標２　子育て世帯を応援します

子育て世帯の暮らしを適切に支えられるよう、多様化するニーズに対する子育てサービスの充実、子育て世帯の経済的負担の軽減、仕事と子育ての両立支援等の充実を図ります。

目標３　地域の子育てを応援します

地域において安心して子育てをすることができるよう、子どもの放課後の居場所づくりや地域・世代間交流の充実、地域における子育てネットワークの促進、地域の環境整備等を図ります。

目標４　気がかりな子どもを応援します

困難を有する子どもやその家族が適切な支援を受けられるよう、発達が気がかりな子どもや障害のある子どもへの支援、児童虐待防止対策等を推進します。

３．計画の体系

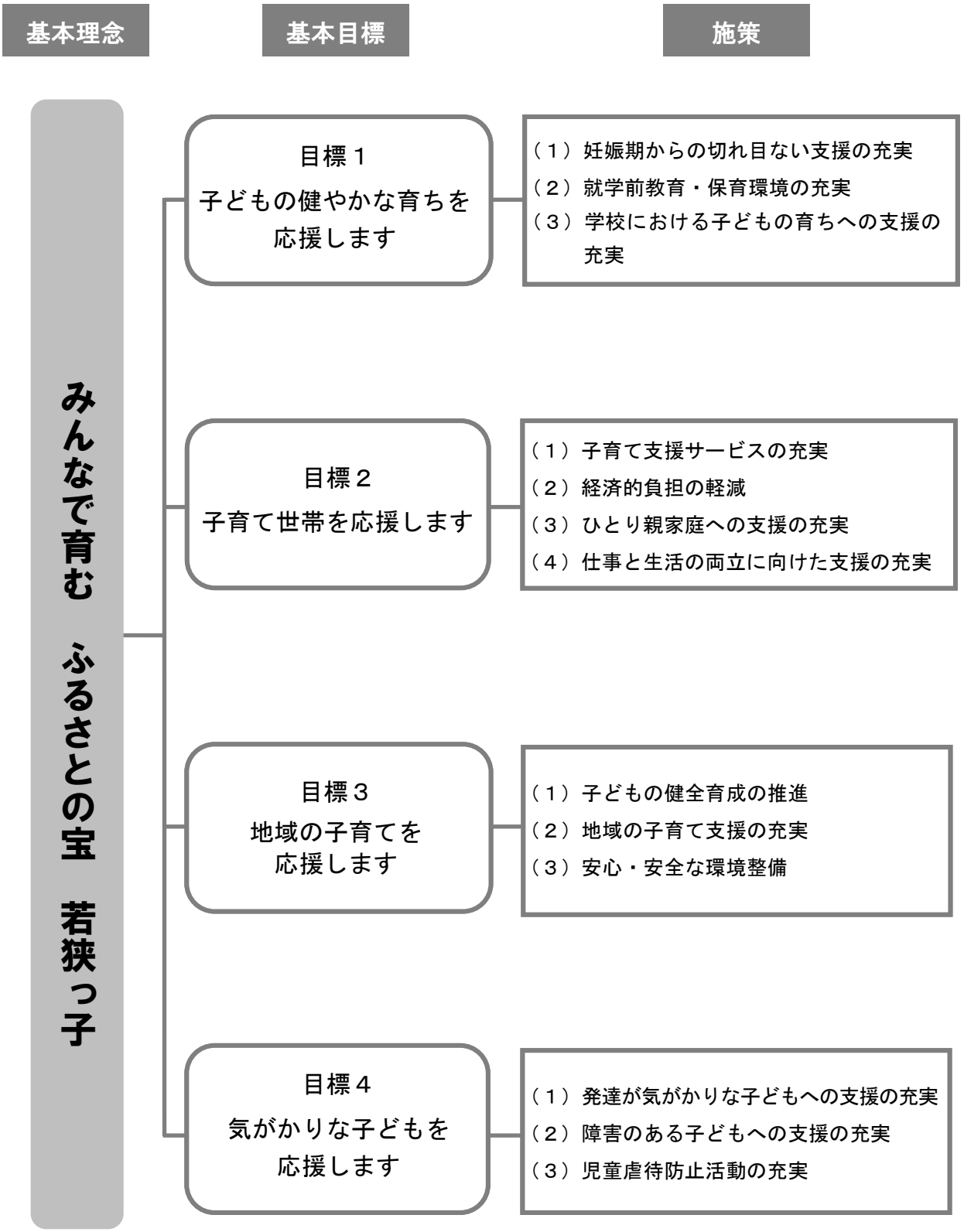
基本理念
基本目標
施策
みんなで育む　ふるさとの宝　若狭っ子
目標１
子どもの健やかな育ちを応援します
（１）妊娠期からの切れ目ない支援の充実
（２）就学前教育・保育環境の充実
（３）学校における子どもの育ちへの支援の充実
目標２
子育て世帯を応援します
（１）子育て支援サービスの充実
（２）経済的負担の軽減
（３）ひとり親家庭への支援の充実
（４）仕事と生活の両立に向けた支援の充実
目標３
地域の子育てを応援します
（１）子どもの健全育成の推進
（２）地域の子育て支援の充実
（３）安心・安全な環境整備
目標４
気がかりな子どもを応援します
（１）発達が気がかりな子どもへの支援の充実
（２）障害のある子どもへの支援の充実
（３）児童虐待防止活動の充実

第４章　施策の展開

１．子どもの健やかな育ちを応援します

（１）妊娠期からの切れ目ない支援の充実

◆訪問相談の充実

生後１～３か月の乳児のいる家庭へ保健師が訪問し、乳児の健康や発育の状態のほか、母親や家族の健康状態、家庭の生活環境等にも留意し、保健指導や育児相談等を行います。また、第１子が誕生した家庭への助産師訪問等、家庭訪問によるきめ細かな育児相談を行います。

◆乳幼児健診・育児教室等の充実

乳幼児を対象に、各種健診を実施するとともに、子どもの発達段階に応じた育児教室を行います。また、医療機関や子育て支援センター等との連携が必要な場合には、連携して事業を行います。

◆切れ目ない支援体制の整備

子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対する相談支援等をワンストップで行う体制の整備や産後ケア事業の実施等、ライフステージによる切れ目ない支援体制づくりを進めます。また、子育て支援センターや保育所、学校、事業所等の関係機関が連携しながら、子育てに関する情報を共有し、的確なサポート・対応に努めます。

（２）就学前教育・保育環境の充実

◆保育所から小学校への円滑なつながりの確保

保育所から小学校への円滑な接続を目指し、保小連絡会を通じて、授業見学や１日体験入学、各種行事における交流、発達が気がかりな子どもの引き継ぎ等、保育士と教員との連携を密にした取り組みを実施します。

◆特別な支援を必要とする子どもへの保育環境の整備

障害のある子どもや外国籍の子ども等、特別な支援が必要な子どもが円滑に保育を利用できるよう、関係機関と連携し、個々の事情に応じた対応や保育士に対する研修の実施等に努めます。

◆保育所の適正配置の検討

幼児期の子どもに対し、適正な集団での生活を通した学びと育ちを保障するため、本町の公立保育所の将来的なあり方について、民間活力の導入や小学校とのつながりに考慮した施設の再編等も視野に入れた検討を進めます。

（3）学校における子どもの育ちへの支援の充実

◆学校・家庭・地域の連携の推進

地域力を高める教育の充実のため、学校・家庭・地域が協働した教育活動を推進します。また、地域行事の子ども・教職員の参加等、学校と地域が連携した事業を実施します。

◆郷土教育の推進

子どもにふるさとへの愛着や誇りを持ってもらえるよう、関係機関と連携し、町の豊かな特色ある資源を活かしながら、町の歴史や文化、自然環境、地域産業等の学びの場を設けます。

２．子育て世帯を応援します

（１）子育て支援サービスの充実

◆保護者のニーズに応じた保育サービスの提供

保護者の多様なニーズに対応するため、保育所における休日保育や一時預かり、病児・病後児保育等のサービスの拡充を図ります。

◆保育の質の向上

子どもの健やかな育ちの支援に向けて、研修の実施による保育士の専門性の確保及び資質向上を図るとともに、子どもを主体とした保育を推進します。また、幼児教育・保育に関する専門的な知識やスキルに基づいて、各保育所に対し、助言やその他の支援を行う人材の配置について検討を進めます。

◆救急時対応の周知・啓発

救急医療体制の確保・充実に努めるとともに、救急時の対応等について周知・啓発を行います。

（２）経済的負担の軽減

◆妊婦健診等の助成

妊娠期における母子の健康を保つため、すべての妊婦を対象に、妊婦健診費用 14 回分を助成します。また、妊娠期から妊婦と生まれてくる子どもの歯の健康を保つため、すべての妊婦を対象に、歯科健診費用１回分を助成します。

◆不妊治療費の助成

子どもを持ちたいと希望する夫婦に対し、不妊症に関する治療費の一部を助成します。不妊治療に伴う保険適用外治療費のうち半額を、１年度につき１回 30 万円を限度に助成します。

◆乳児用品購入費の助成

子どもが生まれた家庭に対し、「あかちゃんスマイル事業」を実施し、おむつ・ミルク等の乳児用品購入費を、町内店舗での購入に限り、子ども１人あたり３万円を限度に助成します。

◆保育料の無償化

安心して子育てできる環境づくりを目指すとともに、少子化対策として、すべての３歳以上の子ども及び住民税非課税世帯の０～２歳の子どもの保育料を無料にします。また、第３子以降（扶養している子どもが３人以上いる世帯）の保育料も無料にします。また、無償化に伴う子育てのための施設等利用給付が発生した場合、円滑な実施に向けて公正かつ適正な支給の確保を図ります。

◆未熟児養育医療費の給付

出生児の健康を保持・増進するため、養育のために入院を必要とする未熟児に対し、指定養育医療機関において医療の給付または医療に要する費用を支給します。

◆子ども医療費の無償化

疾病の早期発見と治療を促進し、乳幼児・児童の保健の向上と福祉の増進を図るため、中学校修了までの子どもの医療費を無料にします。

◆児童手当の支給

子育て世帯等の生活の安定に寄与するため、また、次代の社会を担う子どもの健やかな成長に資するため、中学校修了までの子どものいる家庭に手当を支給します。

◆「すまいるFカード」の配布

子どもが３人以上（一番下の子どもが 15 歳未満）いる世帯を応援するため、県内協賛店で提示すれば割引等の特典がある「すまいるＦカード」を申請により配布します。

（３）ひとり親家庭への支援の充実

◆ひとり親家庭への相談支援

ひとり親家庭の就労や生活上における不安・悩み等に対し、母子・父子自立支援員が相談支援・助言を行います。

◆ひとり親家庭への就業支援

ひとり親家庭が経済的に安定し、自立した生活を送ることができるよう、ハローワーク等の関係機関と連携し、就業に関する相談支援や就労支援を行います。

◆ひとり親家庭の経済的負担の軽減

ひとり親家庭に対し、児童扶養手当を支給するとともに、医療費助成を行います。また、小・中学校への就学に際し、経済的な困難を抱える家庭へ学用品・給食費等の学校で必要な費用の一部を支給します。

（４）仕事と生活の両立に向けた支援の充実

◆男女共同参画の推進

男女がともに、家事・育児に参加し、家庭内で助け合うことの大切さについて知ることができるよう、男女共同参画に関する啓発等を行います。また、研修等の実施を通じて、男女がともに子育て等への知識を深め、スキルアップができる機会を設けます。

◆ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発の推進

仕事と生活の両立に関する取り組みを社会全体の活動として進めていくため、関係機関と連携し、地域や企業に対するワーク・ライフ・バランスについての周知・啓発を行います。

◆育児休業の取得促進

男女ともに、子どもを生み育てながら仕事を継続できるよう、企業に対して育児休業が取得しやすい職場環境づくりの啓発を行います。特に、父親の育児休業の取得促進に向けた取り組みの検討を進めます。

３．地域の子育てを応援します

（１）子どもの健全育成の推進

◆次代の親の育成

子どもは次代の親という意識の下、次代を担う親を育成するため、命の尊さや子どもを生み育てることの素晴らしさを実体験する機会として、児童生徒が乳幼児とふれあうことのできる体験学習を実施します。

◆子どもの主体的な活動支援

中学生・高校生の主体的な活動を通じた健全育成を目指し、小学生とのふれあいや遊びを支援するボランティア活動等を行うジュニアリーダーズクラブの育成を図ります。

◆食育の推進

保育所や小・中学校等において、食に関する正しい知識や望ましい生活習慣の定着等を目指し、食育を推進します。また、給食における地場産物の使用促進や学校と生産者が結びついた農業体験等の実施を通じて、地産地消の推進を図ります。

◆家庭の教育力の向上

家庭の教育力の向上を図るため、保育所等の関係機関と連携し、家庭における教育の重要性についての普及啓発や講座等における学習機会の提供を図ります。また、家族間における「孫育て」についても、子どもへの関わり方等についての普及啓発の推進や講座開催等の検討を進めます。

◆放課後児童クラブの充実

放課後児童クラブについて、子どもを単に放課後に預かるだけでなく、「遊びの場」「生活の場」として、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るという役割があるということを踏まえ、研修等の実施を通じた支援員の資質向上を図るとともに、放課後児童クラブの内容について周知を行います。また、気がかりな子どもに関すること等、学校と連携した情報共有を行います。

併せて、平日の利用ニーズの増加等に対応するため、指導員の確保等、指導体制の充実に努めるとともに、夏休み期間においては、場合に応じて放課後児童クラブの増設等の対応を行います。

◆放課後の子どもの居場所づくりの充実

放課後の子どもの居場所づくりを充実するため、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体的な実施を教育委員会や関係機関等と連携し、令和６年度末までに８か所の実施を目指します。また、各小学校の余裕教室の実態把握及び活用方法についての検討を進めます。

（２）地域の子育て支援の充実

◆子育てに関する情報提供の充実

子育て中の保護者に対し、町のホームページや広報誌等を活用し、町の子育て支援に関する情報の提供を行います。

◆子育て支援センターの充実

未就園児を持つ保護者等が気軽に集い、子育ての不安や負担を軽減できるよう、町内３か所の子育て支援センターにおいて、親子の遊びとふれあいの場を提供するとともに、子育てマイスターによる育児相談、助産師によるベビーマッサージや育児相談等を行います。また、年間を通じて子育て支援センター便り「ぴよぴよ」の配布・町ホームページでの公開を行うなど、情報提供の充実を図ります。

◆ミニすくすく（地域の広場）の推進

各地区公民館等の身近な場において、地域住民が中心となり、保護者同士の交流や遊び方教室、講座、育児相談等を行います。

◆いきいき広場（保育所開放事業）の推進

月２回程度、各保育所を開放し、未就園児と保護者の交流や育児相談を行います。

◆子育てサークルの育成

地域で自主的な活動を行う子育てサークルに対し、設立支援や活動場所の提供、子育てマイスターの派遣等を行います。

◆地域で子どもを育てる気運の醸成

世代間交流事業の実施や地域における子育ての啓発、講座の開催等を実施し、様々な世代の人による子育て支援活動を促進し、地域での支え合い・地域で子どもを育てる気運の醸成を図ります。

（3）安心・安全な環境整備

◆子育て世帯に優しいまちづくりの推進

子どもや親子が安心して外出できるよう、公共施設や公共交通機関等において、段差の解消をはじめ、授乳室やおむつ交換スペースを設置するなど子育て世帯に優しい施設整備を推進するとともに、民間施設等にも啓発を行います。また、既存施設や空き家等を活用した子どもを安心・安全に遊ばせることのできる場所や、地域の交流拠点の整備の検討を進めます。

◆交通安全の推進

交通事故や危険箇所から子どもを守るため、保育所や学校で交通安全教室を開催するほか、ＰＴＡや交通安全母の会、地域住民等との連携により、登下校時の見守り活動を行います。また、警察等の関係機関と連携し、未就学児の園外活動に関する経路や通学路等の定期的な点検・安全確保等を行います。

◆子どもを災害・犯罪から守る活動の推進

子どもを災害・犯罪から守るため、パトロール活動や安全マップの作成等、ＰＴＡや地域住民等との連携による取り組みを推進します。また、保育所や学校において定期的に避難訓練を行います。

４．気がかりな子どもを応援します

（１）発達が気がかりな子どもへの支援の充実

◆早期発見体制の充実

生後２か月児の全戸家庭訪問や各種乳幼児健診・育児教室等を通じ、発達が気がかりな子どもの早期発見を図ります。また、各保育所への言語聴覚士等による保育カウンセラーの巡回を通じ、家庭や保育所との情報共有及び早期発見体制の強化を図ります。

◆早期支援体制の充実（フォロー教室等の実施）

言葉の発達が気がかりな子どもに対し、臨床心理士や言語聴覚士、作業療法士等の専門家と連携し、グループ活動を通じた行動観察及び指導・相談を行う「言葉と遊びの広場」を開催するとともに、言語聴覚士による面談・指導を行う「言語相談」等のフォロー教室を実施します。また、保育カウンセラーが各保育所を訪問し、発達が気がかりな子どもへの早期支援方法等について保育士の資質向上を図るとともに、保護者への適切なアドバイスを行います。

併せて、発達が気がかりな４歳児とその親を対象に、社会生活等に関する訓練・指導を行う「ＳＳＴ（ソーシャルスキルトレーニング）」を月１回程度実施します。

◆継続的な支援の充実

発達が気がかりな子どもに関する「継続支援ファイル」の作成を通じ、ライフステージに応じた支援情報を子育て世代包括支援センターに一元化し、総合相談体制の充実を図ります。また、ライフステージが変わっても、「継続支援ファイル」に基づき、子どもの状況や支援情報を円滑に引き継ぐことができる体制整備を図ります。

（２）障害のある子どもへの支援の充実

◆障害のある子どもへの教育・保育の充実

町内保育所において、個別の支援を提供できるよう、人員の確保及び保育士の専門性を高める研修を実施します。また、個別に支援が必要な子どもへの就学支援の推進や、放課後の居場所を提供する放課後等デイサービスの提供体制の確保に努めます。

◆障害のある子どもとその家庭への経済的支援

障害のある子どもやその家庭に対し、障害児福祉手当等の制度に基づく手当等の支給、日常生活用具給付を行います。

◆障害福祉サービス及び相談支援体制の充実

障害児福祉計画に基づき、関係機関と連携し、障害福祉サービスの提供や相談支援体制の確保に努めます。また、医療的ケアを必要とする子どもが必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を図ります。

（3）児童虐待防止活動の充実

◆児童虐待に関する啓発活動の推進

児童虐待の防止や体罰等によらない子育ての推進について、オレンジリボン運動（児童虐待防止月間）等の各種啓発活動を推進するとともに、広報誌等を通じた周知・啓発を図ります。

◆児童虐待の未然防止に向けた取り組みの推進

より良い親子関係の構築を支援するために、関係機関と連携し、子育てや子どもへの関わり方等について、相談体制の充実を図るとともに、子どもに対する適した接し方・子育てを学ぶことができるペアレント・プログラムの実施等について検討を進めます。

◆早期発見体制の充実

保健師や助産師、民生委員・児童委員等による訪問相談や育児相談、各種乳幼児健診等を通じ、虐待が疑われる子どもや虐待発生のリスクがある家庭の早期発見を図ります。また、子育て支援センターや保育所等との情報共有体制の強化を図るとともに、地域住民の通告義務等について周知・啓発を行います。

◆早期支援のための関係機関の連携強化

「若狭町要保護児童対策地域協議会」を中心として、定期的に「実務者会議」や「ケース会議」を開催するなど、児童虐待の防止に向けて関係機関の連携強化を図ります。また、転居ケース等における転居後の情報共有等についても、児童相談所や自治体間において連携を図ります。

◆包括的･継続的な支援の推進

すべての子ども及びその保護者・妊産婦等に対し、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な相談支援体制の強化に向けて、子ども家庭総合支援拠点の整備を進めます。

第５章　量の見込みと提供体制

１．教育・保育提供区域の設定

量の見込みや確保の内容を設定するにあたり、「子ども・子育て支援法」においては、地理的条件、人口、交通事情等を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができる可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という）を定め、教育・保育提供区域内での需給計画を立てることとしています。

本町では、効率的に資源を活用できるよう、町全体を１つの教育・保育提供区域として設定し、地域のニーズに応じたサービスの提供を推進します。

２．量の見込みと確保方策

平成 30 年度に実施したアンケート調査や事業の利用実績等、本町の現状を踏まえて、量の見込みの算出及び確保方策の設定を行いました。

（１）教育・保育

幼稚園や保育所等の教育・保育については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の３区分に認定し実施することとなります。

■認定区分

認定区分	対象	対象施設
1号認定	子どもが満3歳以上で保育の必要性はない（学校教育を希望）	幼稚園・認定こども園
2号認定	子どもが満3歳以上で保育の必要性がある	保育所・認定こども園
3号認定	子どもが満3歳未満で保育の必要性がある	保育所・認定こども園 地域型保育事業

量の見込みと確保方策

■1号認定（3～5歳　保育の必要性なし）　（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		20	20	20	20	19
②確保の内容	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
②－①		▲20	▲20	▲20	▲20	▲19
		※近隣自治体の幼稚園により対応				

■2号認定（3～5歳　保育の必要性あり）　（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		310	301	304	305	298
②確保の内容	特定教育・保育施設	309	300	303	304	297
	企業主導型保育施設の地域枠	1	1	1	1	1
②－①		0	0	0	0	0

■3号認定（0歳　保育の必要性あり）　（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		19	19	18	18	18
②確保の内容	特定教育・保育施設	18	18	17	17	17
	企業主導型保育施設の地域枠	1	1	1	1	1
②－①		0	0	0	0	0

■3号認定（1・2歳　保育の必要性あり）　（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		163	159	150	146	141
②確保の内容	特定教育・保育施設	159	155	146	142	137
	企業主導型保育施設の地域枠	4	4	4	4	4
②－①		0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○１号認定については、近隣自治体幼稚園等における受け入れを想定しています。

○２・３号認定については、現在公立保育所８か所、私立保育所２か所、企業主導型保育施設における地域枠で提供体制を確保しています。

○今後の保育所のあり方については、継続的・安定的に良質な保育サービスが提供できるよう、子育て家庭や地域の現状と課題を踏まえつつ、民間活力の導入による民営化等の保育環境の再編も視野に入れ、柔軟に子どもを受け入れるための体制づくりに努めます。

（２）地域子ども・子育て支援事業

量の見込みと確保方策

①延長保育事業

（実人／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	8	8	8	7	7
②確保の内容	8	8	8	7	7
②－①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

〇現在、町内では実施していませんが、今後のニーズに応じて提供体制の確保に努めます。

②放課後児童健全育成事業（学童保育）

（実人／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	80	77	73	71	67
1年生	25	27	25	24	24
2年生	26	20	22	21	19
3年生	18	19	15	16	15
4年生	6	6	6	5	5
5年生	3	3	3	3	2
6年生	2	2	2	2	2
②確保の内容	80	77	73	71	67
②－①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

〇現在町内２か所（通常期）で実施しており、夏休み中には増加するニーズに対応するため、増設を行っています。引き続き提供体制の確保を図ります。

〇放課後子ども教室との連携を図り、放課後の子どもの居場所づくりを推進します。

③地域子育て支援拠点事業

（延人／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	16,124	15,798	14,929	14,549	14,169
②確保の内容	16,124	15,798	14,929	14,549	14,169
②－①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○現在、子育て支援センター３か所で実施しており、引き続き提供体制の確保を図ります。

④一時預かり事業

■幼稚園型　（延人／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○現在、町内では実施していませんが、今後ニーズが発生した際に対応できるよう、近隣自治体の幼稚園等における提供体制の確保に努めます。

■幼稚園型を除く（保育所等）　（延人／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	617	602	588	582	568
②確保の内容	617	602	588	582	568
②－①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○一時預かりについては、公立保育所１か所、私立保育所２か所で実施しています。また、すみずみ子育てサポート事業については、シルバー人材センター及び近隣自治体のＮＰＯ法人により実施しています。各事業について、引き続き提供体制の確保を図るとともに、利用ニーズに応じた体制整備に努めます。

⑤子育て短期支援事業（ショートステイ）

（延人／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○現在、町内では実施していませんが、今後ニーズが発生した際に対応できるよう、近隣自治体の児童養護施設と連携し、提供体制の確保に努めます。

⑥病児・病後児保育事業

（延人／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	39	38	37	37	36
②確保の内容	39	38	37	37	36
②－①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○現在、上中診療所で実施しており、引き続き提供体制の確保を図ります。

⑦すみずみ子育てサポート（就学児のみ）

（延人／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	12	11	11	10	10
②確保の内容	12	11	11	10	10
②－①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○現在、町内のシルバー人材センター及び近隣自治体のＮＰＯ法人により実施しています。引き続き関係団体との連携の下、提供体制の確保を図ります。

⑧妊婦健診事業

（実人／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	142	137	134	131	126
②確保の内容	142	137	134	131	126
②－①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○現在、受診率はほぼ100%であるため、引き続き提供体制の確保を図ります。

⑨乳児家庭全戸訪問事業

（実人／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	91	89	86	84	82
②確保の内容	91	89	86	84	82
②－①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○現在、実施率はほぼ100%であるため、引き続き提供体制の確保を図ります。

⑩養育支援訪問事業

（実人／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	11	11	11	11	10
②確保の内容	11	11	11	11	10
②－①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○関係機関との連携の下、引き続き提供体制の確保を図ります。

⑪利用者支援事業

（か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○令和２年度より、町内に子育て世代包括支援センター（母子保健型）１か所を設置し、提供体制の確保を図ります。

⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【提供体制、確保方策の考え方】

○特定教育・保育施設等への民間事業者の参入に関する調査研究を行うとともに、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営について、検討していきます。

⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業

【提供体制、確保方策の考え方】

○保護者の世帯所得の状況等を勘案し、必要に応じて特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等の助成について検討します。

第６章　計画の推進に向けて

１．住民や関係機関・団体等との協働による推進

本計画は、家庭、地域、保育所・学校、ボランティア等の関係機関・団体や事業所等との協働が不可欠です。そのため、相互の理解と協力による自助・共助・公助の考え方の下、役割分担を図りながら施策を推進します。

２．圏域や県との連携による推進

子育てサービスの調整や福祉人材の育成・確保、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行等、圏域や福井県との調整・連携により取り組むべき事柄については、情報共有等を密に図りながら対応を行います。

３．庁内の推進体制

本計画の取り組みは、福祉にとどまらず、保健、教育等、庁内の様々な分野にわたります。そのため、関連するすべての分野の関係課・機関と連携を図り、全庁的な体制で本計画の推進を図ります。

４．計画の進行管理

本計画の実施にあたっては、地域住民を取り巻く環境、社会・経済情勢、国の政策動向等の様々な状況の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、着実な推進に努めます。

また、若狭町児童福祉審議会を通じて、進捗状況の把握、点検及び評価を行い、子育て世帯の二ーズや状況の変化を捉え、必要に応じて各種施策等の見直しを行います。

資料編

１．若狭町児童福祉審議会委員名簿

選任区分	名　前	備　考
町議会議員	北原　武道	
保護者代表	中田　雅也	
保護者代表	三宅　淳志	
学識経験者	若新　一雄	会長
学識経験者	田中　文明	
教育関係者	玉井　茂博	
教育関係者	立井　涼子	
児童福祉関係者	山口　容子	
児童福祉関係者	武長　ための	副会長
児童福祉関係者	宮川　直美	
母子保健関係者	橋本　幸美	

（順不同、敬称略）

２．用語解説

あ

あかちゃんスマイル事業

子どもが生まれた家庭に対し、おむつ・ミルク等の乳児用品購入費を子ども１人あたり３万円を限度に助成する事業。ただし、購入費の助成は町内店舗での購入に限る。

育児休業

対象となる子どもが１歳（一定の条件を満たす場合は、１歳６か月）に達するまでの間で、子どもを養育するための休業を取得することができる制度。

一時預かり

保護者の断続的または短期間の労働や傷病等による緊急時その他の理由により、家庭で子どもの保育が困難な場合に、一時的に子どもを預かる事業。

医療的ケア

家族等が日常的に行っているたんの吸引や経管栄養等の医療的な生活援助。医師による治療のための医療行為とは区別される。

延長保育事業

通常の保育時間前・終了後の最小１時間延長して保育を行う事業。

オレンジリボン運動

子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで子どもの虐待をなくすことを呼びかける運動。厚生労働省では毎年 11 月を児童虐待防止推進月間に定めている。

か

家庭的保育

地域型保育の１つであり、満３歳未満の乳幼児５人以下を定員として、保育者の居宅等で保育を行うサービス。

企業主導型保育

事業所に併設された保育施設で、従業員の子ども及び地域の保育を必要とする子どもを預かるサービス。働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスの提供が可能であり、複数の企業による共同設置も可能。認可外保育施設に該当する。

教育・保育施設

「認定こども園法」に規定する認定こども園、「学校教育法」に規定する幼稚園、及び「児童福祉法」に規定する保育所をいう。

居宅訪問型保育

地域型保育の１つであり、満３歳未満の乳幼児を対象として、保育者が子どもの居宅等において保育を行うサービス。

継続支援ファイル

発達が気がかりな子どもに対する切れ目ない支援を行っていくために、役場、保育所、学校等が連携し、各段階における様々な記録の保存・支援情報の引き継ぎを行うためのファイル。

子育て世代包括支援センター

「母子保健法」に基づき市町村が設置するもので，保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健・医療・福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を一体的に行う場所。

子育てマイスター

地域において、保育士や看護師などの資格を持ち、その資格や経験を活かし、子育てに関するアドバイス、保護者の悩みや不安に関する相談支援を行う人。子育てマイスターは登録制であり、福井県独自の制度である。

子ども家庭総合支援拠点

要支援児童及び要保護児童、特定妊婦等を含む地域のすべての子どもと家庭、妊産婦等を対象に、専門性を持った包括的・継続的な相談支援等を行う支援・体制のこと。平成 28 年の「児童福祉法」の改正により、拠点の設置が各自治体の努力義務とされた。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の３法をいう。

子ども・子育て支援事業計画

５年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する。

さ

産後ケア事業

出産後間もない時期に支援が必要な母子を対象に、ショートステイ（宿泊）やデイサービス（日帰り）の利用を通じて、母親の心身のケアや育児サポートをし、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ることを目的として行う事業。

事業所内保育

地域型保育の１つであり、満３歳未満の乳幼児を対象として、事業所に併設された保育施設で従業員の子ども及び、地域の保育を必要とする子どもを預かるサービス。

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成 27 年までの 10 年間に集中的かつ計画的に取り組んでいくことを目的に、平成 17 年４月１日から施行されている法律。平成 26 年４月の改正により、法律の有効期限が令和 7 年 3 月 31 日まで 10 年間延長された。

児童手当

家庭等における生活の安定への寄与及び、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、０歳から中学校卒業までの児童を養育している保護者に支給される手当。

児童扶養手当

父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している保護者の生活の安定と自立促進を目的として支給される手当。

小規模保育

地域型保育の１つであり、主に満３歳未満の乳児・幼児を対象として、利用定員が６人以上 19 人以下で保育を行う事業。

人口動態

自然動態（年間の出生と死亡）と社会動態（年間の転入と転出）を合わせた人口の動きのこと。

新・放課後子ども総合プラン

次代を担う人材の育成、共働き家庭が直面する「小１の壁」（放課後児童クラブの開所時間が短いため、子どもが小学校に入学すると、これまで勤めてきた仕事を辞めざるを得ない状況となること）を打破する観点から、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を掲げて、平成 26 年７月に策定された「放課後子ども総合プラン」を引き継ぐ計画。国全体において、令和５年度末までに放課後児童クラブの約 30 万人分の受け皿の拡大、一体型の放課後子ども教室の促進等を目指している。

すまいるＦカード

社会全体で子育てを応援し、子育てに優しい地域社会づくりを目指して、子育て世帯を福井県内の協賛企業がそれぞれに割引や特典等を設定して応援する事業。

すみずみ子育てサポート

買い物や通院、冠婚葬祭等の間、子どもをみてほしい場合の一時預かり等を行う事業。

SST（ソーシャルスキルトレーニング）

社会生活等に関する訓練・指導により、日常生活において他者と相互に関わる能力を高め、対人関係や集団生活を営みやすくするための技能（スキル）を養う取り組み。

た

地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。

地域子育て支援拠点事業

地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、子育て家庭を地域で支える事業。

地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。

特定地域型保育事業

市町村長が地域型保育給付費（小規模保育や家庭的保育等の地域型保育事業に対する給付）の支給対象事業を行う者として確認する事業者が行う地域型保育事業のこと。

特定保育・教育施設

市町村長が施設型給付費（認定こども園・幼稚園・保育所の３施設に対する共通の給付）の支給対象施設として確認する保育・教育施設のこと。（私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。）

な

日常生活用具給付

障害のある人に対し、日常生活上の便宜を図る用具を給付または貸与する事業。

乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスの提供につなげる事業。

認定こども園

就学前児童に教育・保育を一体的に提供する施設であり、保護者の就労の有無に関わらず利用可能である。

は

病児・病後児保育事業

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育を行う事業。または、保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業。

ペアレント・プログラム

子育てに難しさを感じる保護者が子どもの行動を理解し、楽しく子育てをする自信をつけたり、同じ悩みを持つ仲間を見つけたりすることを目的としたグループプログラム。

保育カウンセラー

保育所を回って子どもの発達に関する相談支援等を行う、言語聴覚士等の専門知識を有する人であり、町が任命する。

放課後子ども教室

地域の方々の協力を得て、放課後や週末に学校施設等で学習・スポーツ・文化芸術活動等を体験する取り組み。保護者の就労の有無に関わらず参加可能である。

放課後児童健全育成事業（学童保育）

放課後、家庭において保護者等の保護を受けることができない児童に対し、生活の場を与え、仲間づくりや生活指導を行うことにより、児童の健全な育成を図ることを目的とする。

放課後等デイサービス

在学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中における生活能力向上のための訓練等の提供及び放課後の居場所の提供を行うサービス。

母子・父子自立支援員

ひとり親家庭や寡婦の方々が抱えている様々な悩み事（生活上の問題、子どものこと等）や母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する相談対応、ひとり親家庭支援等の情報提供を行い、ひとり親家庭の自立支援を行う支援員のこと。

保小連絡会

就学前教育と小学校教育の円滑な接続を目的に実施されている、保育所と小学校の定期的な情報交換の場。

ま

ミニすくすく（地域の広場）

地域における保護者同士の交流や子どもの遊び場、育児相談等の場を提供すべく、地域の母子保健関係者が中心となって行っている事業。

や

養育支援訪問事業

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助または保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することで、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業。

要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図ることを目的として、児童福祉法に基づき設置された組織。

ら

ライフステージ

年齢に伴って変化する生活段階のこと。出生から、就学、就職、結婚、出産、子育て、退職等、人生の節目によって生活スタイルが変わることや、これに着目した考え方。

利用者支援事業

児童またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

わ

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、仕事、家庭、地域、個人生活等、様々な活動について、調和が保たれ、多様な生き方を選択・実現することができること。

第２期ふるさと輝き子育てプラン

発行・編集：若狭町　福祉課
〒919-1541　福井県三方上中郡若狭町市場 20-18
TEL：0770-62-2704　FAX：0770-62-1049
発 行 年 月 ：令和２年３月